

政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時：平成23年9月15日（木）16：30～19：40

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：園田大臣政務官（内閣府）、森山原子力災害対策監（原子力安全・保安院）、伊藤審議官（文部科学省）、加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、松本立地本部長代理（東京電力株式会社）

※文中敬称略

○司会

ただ今から政府・東京電力統合対策室合同記者会見を開催させていただきます。なお細野大臣でございますが、本日は公務のため欠席をさせていただきます。また、園田大臣政務官でございますけれども、17時15分頃出席をさせていただきます。18時頃には退席をさせていただく予定でございます。あらかじめご承知おきをいただければと思います。それでは、式次第に従って始めさせていただきますと思います。最初は環境モニタリングの状況についてです。まずは東京電力からの説明となります。

<環境モニタリングについて>

○東京電力

東京電力の松本です。それでは、環境モニタリングの状況につきまして東京電力から4件報告させていただきます。まず、空気のダストの状況です。資料のタイトルを申し上げますと、「福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について」ということで、サブタイトルが百七十四報となっております。ページをめくっていただきまして、2枚目の表面のところに通常測定しております西門と、第二原子力発電所のモニタリングポストの測定結果を記載しております。それから、2枚目の裏面からになります。敷地内で測定している昨日は環境管理棟、それから水処理建屋、5、6号機の開閉所前での測定結果になります。それから3枚目になりますけれども、沖合2、3キロの地点でのダストの状況でございます。4枚目から経時変化をグラフ化しておりますので、そちらのほうもご確認ください。なお、3枚目の裏面になります。8月22日と29日に採取いたしましたダストのプルトニウムの分析結果が出ております。発電所の西門でサンプリングいたしまして日本分析センターさんのほうで測定していただきましたのですが、プルトニウム238、239、240ともND検出限界未満という状況でございます。続きまして海水の状況です。資料のタイトルを申し上げ

ますと、「福島第一原子力発電所付近における海水中の放射性物質の核種分析の結果について」ということで、サブタイトルが173報になります。ページをめくっていただきまして、1枚目の裏面から昨日の測定結果を記載させていただきました。3枚目からがそれぞれの地点におきます経時変化でございます。グラフ化しておりますのでそちらもご確認ください。それから2枚目の裏面になります。海水につきましてもプルトニウムの分析結果が出ております。場所は第一原子力発電所の沖合15km、それから第二原子力発電所の沖合15kmの地点でございます。8月27日にサンプリングいたしました結果でございますが、プルトニウム238、239、240、3核種とも検出限界未満という状況でございます。続きまして、海底土、海底の土の状況です。資料のタイトルを申し上げますと、「福島第一原子力発電所沖合における海底土の放射性物質の核種分析の結果について」ということで続報19でございます。ページをめくっていただきまして1枚目の裏面になりますが、昨日は南相馬市沖合15kmの地点の分析を行っております。セシウム134と137がそれぞれ20Bq/kg、24Bq/kgといった量を検出されております。経時変化につきましては2枚目のグラフのほうをご確認ください。続きまして敷地内の土壌の分析の結果でございます。資料のタイトルを申し上げますと、「福島第一原子力発電所構内における土壌中の放射性物質の核種分析の結果について」ということで、続報32でございます。ページをめくっていただきまして、1枚目の裏面別紙1が土壌中のプルトニウムの分析結果でございますが、8月22日から29日のサンプリング結果になります。プルトニウム238、239、240が過去の大気圏内の核実験における国内で観測されるホールアウトの量のほぼ同等なレベルで検出されております。なお、これらに関しましては以前からご説明させていただいておりますけれども、238と239、240の割合が過去のものとは異なりますので、今回の事故の由来というふうに考えております。それから、2枚目のところに別紙2という形で土壌中のガンマ線の分析核種でございますが、同じく8月22日にサンプリングしたものに関しましては、セシウム134と137が見つかっておりますけれども、その他の核種についてはNDという状況でございます。最後のページ、2枚目の裏面になりますが、こちら29日にサンプリングしたものでございますけれども、同じくセシウム134と137以外の核種についてはNDという状況でございます。東京電力からは以上です。

○司会

次は文部科学省からの説明となります。

○文部科学省

文部科学省の伊藤でございます。資料は2種類お配りしてございまして、環境モニタリングの結果についてというものとその別冊でございます。全国的な調査あるいは発電所近郊の調査については特段大きな変化は見られてございません。定期的な発表資料以外でちょっと言及させていただきますと、9番の環境放射線モニタリングの詳細調査、これは福島マル2というものをお配りしてございますが、これは県と現地の対策本部において、福島市内において線量が若干高いところについての集中的に調査したものを県のほうでまとめて発表されたものと承知してございます。海域の調査についても特段大きな変化はございません。それから、放射線量等分布マップ等の14番でございますけれども、これは14日に発表した資料でございますけれども、森林内の放射性物質の移行調査という調査研究の結果を発表してございます。これにつきましては6月から文部科学省において放射性物質の分布等に関する調査研究ということで、専門家の先生に様々な研究をお願いしてきたところでございます。その一環として土壌の濃度マップについては先ごろ発表したところでございますが、今回は森林内の放射性物質の移行、特に緊急時避難準備区域、計画的避難区域に当たります川俣町におきまして放射性物質の広葉樹林、あるいは針葉樹林の中における放射性物質の蓄積量状況でございますとか、雨による樹木から地面への移行状況について詳しく調査したものでございます。これらの結果を生かして今回の森林の除染あるいは居住地近くの裏山とかの除染の基礎データとなればというふうに考えてございます。なお、この調査については引き続き詳細調査を継続してということになろうかと思っております。それから15、16、17でございますけれども、これは近く14日から秋田県、岩手県、東京、神奈川において航空機モニタリングを開始するというものでございます。各地域とも1週間から長いところで20日かかりますけれども、結果がまとまり次第ご報告をさせていただきたいというふうに考えてございます。それから1点、以前宿題となっております海域モニタリングについて、30キロ圏内が東京電力、その外が文部科学省はじめ関係機関が行っているということについてはどういう考え方に基づいてそういう整理がなされたのかというご質問がございましたので、ご説明させていただきたいと思います。事故直後の3月の状況におきましては、本来海域におけるそういう放射線モニタリングは、海上保安庁が担うということが期待されておったわけでございますけれども、ご案内のとおり、海上の浮遊物の処理などに対応する中でこちらのほうにモニタリングに十分に対応できないということで、文部科学省において民間会社が運行しております海洋研究開発機構の船舶、こちらの協力を得て30キロ圏外の海域のモニタリングを行ってもらい、

以後定期的に発表したところでございます。また 30 キロ以内につきましては、事業者として発電所の管理、運営のために発電所近郊のモニタリングを行っております東京電力が分担するというような形で進められてきたわけでございます。それ以後5月に入りまして、政府全体でモニタリングの広域化を図る中で、採水とか分析のリソースを勘案して全体の地点を増やす中で、30 キロ圏外沖合につきましては文部科学省の関連の調査船を使って、また 30 キロ圏内については東京電力のほうで行うというような整理がついたものというふうに承知してございます。文部科学省からは以上でございます。

○司会

続きまして原子力安全委員会からの説明となります。

○原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会事務局の加藤でございます。私からは9月15日付の原子力安全委員会の紙で「環境モニタリング結果の評価について」という1枚紙裏表にコピーしてございますものと、参考資料といたしまして1枚目が福島県の地図A4横長になっておりますもの、これを用いて説明いたします。

資料のほうの1の空間放射線量でありますけども、これにつきましては特段大きな変化はございません。それから2の放射性物質濃度でありますけども、お手元の参考資料の9ページから11ページをちょっとご覧いただきますと、この1番のポイント、福島市杉妻町でありますけども、このポイントにつきましては県のほうで検出感度を上げて測定しているということ、過去2回の会見でもご説明申し上げました。今回も同じ検出感度を下げた測定が行われておりますけども、今回測定を行いました9月9日、10日、11日ではすべて検出限界未満だったということでありまして、他のポイントについても検出限界未満でした。それから3の航空モニタリングであります。これは参考資料の13ページ以降であります。今回これは前回文科省のほうから報告がありましたけども、それについての見解でありますけども、今回100キロから160キロの間のところが新たに情報が出てきたわけでありまして、県の東の部分、既にデータが出ていた部分に比べますと、空間線量率またセシウムの沈着量おおむね低いバンドに出ておりますけども、地域的なばらつきは若干あるというふうに見ております。それから4の環境資料に参りまして、海の関係であります。参考資料の23から24ページが海水からのセシウムの分析結果でありますけども、11日12日採取のサンプルからは検出限界未満であったということでありまして。それから資料の裏面に参りまして、一番上でありまして、参考資料ですと25ページですけども、発電所周辺のひとつのポイン

トから取りました海底土中のセシウムですけども、これは出ているという状況であります。これはだいたい 1,000Bq/kg のオーダーで出ているということでもあります。それから更に福島県などからも新しい情報が出ております。参考資料の 26 ページをご覧くださいますと、福島県に行ったモニタリングですけども港湾ですとか海面漁場についてであります。それで、今回は海水からのセシウムについては検出されているポイントがございますが、値は濃度限度以下であるということでもあります。また、海底土につきましては 16 のサンプルを取って分析しておりますけども、海底土 18 ポイントですね。すべてのポイントで海底土からセシウム 134 及び 137 が検出されているという状況です。それから更に参考資料の 30 ページからであります。これは福島県内の河川でありますとか湖沼ダムであります。水のほうにつきましては検出されているポイントがありますけども、濃度限度以下であるということでもあります。それから、底の土あるいは砂、底質からのセシウムの検出でありますけども、今回はひとつの地点について報告がありましてそこで検出されているという状況であります。それから資料の 5 の全国の放射能水準調査でありますけども、特段大きな変化はございません。上水については宮城県については前回と同じく 9 月 9 日採取のものが最新でありまして、0.3Bq/kg でありますけども、摂取制限の指標に比べれば何桁も小さいという状況であります。

それから、宿題にさせていただいていた件であります。9 月 8 日に「低線量被ばくのリスクからがん死の増加人数を計算することについて」という紙をお配りいたしましたわけでありまして、その中で引用しております ICRP の文書の中で使われているトリビアルドーズ、これが具体的にどれぐらいの値かというお尋ねがございました。それでこれにつきましては、ICRP の活動に参画している日本の委員にも聞いてみたわけがございます。そうしましたところ、ICRP では発行されている文書、あるいは委員会の議論の中でトリビアルドーズというのが具体的にどのぐらいの量を指すのかということは文書あるいは議論されたことがないということでもあります。それで、前回お配りした紙を見ますと、そのトリビアルドーズの場合にがん死者数を計算することは避けるべきであると書かれております。一方低い線量、ベリーローインディヴィデュアルドーズですとか、ベリースモールレディエーションドーズという言い方をしておる部分もありまして、そういった線量の場合にがん死者数を計算することは適切ではないという言い方がされております。それで ICRP の文書ではベリーローということについてはどれぐらいかというのが言及されている文書がございます。これは ICRP の Pub 99 の第 1 項に書かれておりますけども、mSv のオーダーをベリーロー、大変低い線量というふうに一応定義付けております。その考え方からしますと、その mSv オーダー

の被ばくでもって、がんの死者数がどれだけ増えるかと、計算することは適切ではないというふうに言っております。一方トリビアルドーズの場合についてそういう計算をするのは避けるべきであるとより強い表現になっております。ここからは私ですとか安全委員会の事務局の関係の職員の推論ですけども、そういった書き方からするとトリビアルドーズというのはそのベリロードージーズよりは低い線量域ではないかと考えられます。従いまして1 mSv とかそれ以下を言うのではないかとというふうに考えます。私からは以上であります。

○司会

続きまして、プラントの状況についての説明です。まずは東京電力からの説明となります。

<プラント状況について>

○東京電力

東京電力から福島第一原子力発電所の状況につきましてまずご報告させていただきます。皆様のお手元にA4縦の1枚もの、裏表の資料をご確認ください。タービン建屋の地下の溜まり水でございますけれども、こちらに関しましては第一セシウム吸着装置、除染装置、キュリオン、アレバ、それから第二セシウム吸着装置、サリーに関しましては順調に運転を行っております。トレンチ、立抗、各建屋の地下の溜まり水の移送状況につきましては、午前中の会見時にご説明した以降特に大きな変更はございません。水位等につきましては、午前7時の状況を書かさせていただいておりますので、会見終了時には最新データをお届けしたいというふうに思っております。それから、午前中にご説明させていただいた2号機原子炉建屋地下1階の水位計の取り付けでございますが、こちらは午前10時40分から11時10分の約30分間にかけて、作業のほうは終わっております。水位計及び水位監視用のカメラの設置が終わっております。従いまして、今後、カメラの動作確認等を行った後、早ければ明日から2号機の原子炉建屋地下1階の水位が判明するというふうに考えております。なお、今回この水位計を取り付けた付近の空間線量は25mSv/hでございまして、今回6名の社員が作業にあたりましたけれども、最大の被ばく線量は2.92mSvでございました。資料の方に戻りまして、裏面の方になります。放射性物質のモニタリングの状況につきましては先程ご説明させていただいたとおりです。使用済み燃料プールの冷却の状況につきましても、大きな変化はございません、循環冷却が行われております。続きまして圧力容器の注入、原子炉の状況でございますが、2号機に関しましては、

昨日から炉心スプレイ系からの注入を実行しております。現在 $1\text{m}^3/\text{h}$ で、注水しておりますが、24 時間経過後改めて $2\text{m}^3/\text{h}$ に上昇させるかという判断をしたいというふうに思っております。なおこの表、炉心スプレイ系の約 1m^3 のところ、単位が m^3 になっておりますが、 m^3/h でございます、お詫びして訂正させていただきます。それから 3 号機でございますが、こちらの給水系から $3.9\text{m}^3/\text{h}$ 、炉心スプレイ系から $2.9\text{m}^3/\text{h}$ で注水を行っております。給水ノズル温度、圧力容器の下部温度、若干まだ上昇しておりますので、引き続き様子を見ていきたいというふうに思っております。その他の工事の状況でございますが、瓦礫の撤去など作業実績につきましては会見終了時にお届けできればというふうに考えております。それから、下から 4 つ目から少しご紹介させていただきますが、昨日 1 号機の原子炉格納容器のガスサンプリングにつきましては、明日に分析結果をお届けできるというふうに思っております。それからその下でございますが、昨日の 16 時ごろ、これは昨日、夕方の会見で少しお話させていただいておりますが、パトロールを実施していた当社社員 1 名が、免震重要棟から福島第二のビジターホールに戻った際、顎、それから顎部が汚染していたことが確認されております。口の周りに近かったものですから、念のためホールボディーカウンターをうけましたが、放射性物質の内部取り込みは無いということを確認いたしております。なお原因につきましては、こちら本人の聞き取りになりますけれども、いわゆる全面マスクを作業中に外したことは無いけれども、顎、首のあたりにかゆみを感じたので、手袋をしたままこの首から顎のあたりを触ったというような証言がございますので、そういったところから、少し放射性物質が付着したのではないのかというふうに考えております。それから、その下になります。こちら午前中の会見で少しお話させていただきましたが、本日午前 8 時 18 分ごろ、第一原子力発電所の構内に入構した協力企業の作業員の方 1 名が、全面マスクにチャコールフィルターを付けないまま入構したということでございます。その後の状況でございますが、こちらは 10 時ごろに免震重要棟を出発いたしまして、J ヴィレッジに移動し、10 時 55 分にホールボディーカウンターでの測定が終わっております。11 時 38 分にホールボディーカウンターの測定の結果を評価いたしまして、内部取り込みは無いという評価を行っております。なお、なぜこの方が J ヴィレッジでフィルターを取り忘れたか、あるいはその際のチェックはどうだったのかというようなところについては現在調査中でございます。最後のポツになります。本日、14 時 33 分に 6 号機の原子炉、6 号機に関しましては残留熱除去系と、補機冷却系がそれぞれ機能を回復いたしております。これまで原子炉、それから使用済み燃料プールは残留熱除去系によりまして、ほぼ 12 時間ごとに冷却先を切り替えていたという

作業を行っておりましたけれども、本日から原子炉は残留熱除去系で、使用済み燃料プールは補機冷却系と燃料プール冷却系、それぞれ独立して冷却できるようになったということでございます。引き続き、5、6号機に関しましては機能の回復作業を努めてまいりたいというふうに考えております。続きまして敷地内のモニタリングの状況です。資料のタイトルを申し上げますと「福島第一原子力発電所取水口付近で採取した海水中に含まれる放射性物質の核種分析の結果について」ということで、9月14日採取分でございます。ページをめくっていただきまして、1枚目の裏面から、取水口付近でのサンプリングの分析結果になります。3ページ目から経時変化をグラフ化しておりますけれども、大きな上昇等は見られませので、引き続き高濃度汚染水が海洋中に漏出していないというふうに判断いたしております。続きましてサブドレンの状況です。資料のタイトル申し上げますと「福島第一原子力発電所タービン建屋付近のサブドレンからの放射性物質の検出について」ということで9月14日採取分でございます。こちらは週3回測定している分析結果になりますが1枚目の裏面になります。1号機から6号機、それから構内深井戸のサブドレンの分析結果になります。こちら大きな変動等ございませので、タービン建屋の溜まり水が地下水側に漏出してないというふうに判断いたしております。続きまして同じくサブドレンの集中廃棄物処理施設周辺のサブドレンの結果です。A4横の表の形式になっている資料でございますが、9月14日の測定結果につきましては、こちらほぼ通常の変動範囲内というふうに考えておりますので、集中廃棄物処理施設の中に溜まっております汚染水が、地下水側に漏出してないというふうに判断いたしております。プラント関係につきましては以上でございます。それから本日厚生労働省さんのほうに報告書を一件提出いたしましたのでご報告させていただきます。資料のタイトルが「緊急時作業員の被ばく線量の評価状況等について」ということで、こちらは厚生労働省さんのほうから外部、内部被ばくの月別の評価を報告するという求めがございませので、その結果になります。報告した点につきましては、1枚目の四角い枠の中に書いているところでございます。まず被ばく線量の評価につきましては3月から6月の内部被ばくの線量が、これまで評価が終わっていなかったものに関しましては、8月31日からみますと585名から243名に減っております。評価を終えた作業員の中で20mSvを超える内部被ばくをされた方はおりませでした。それから7月分の被ばく線量の状況ですが、作業員の総数といたしましては2,204名、外部被ばくの最大値は31.22mSv、内部被ばくに関して評価が終わっている方の20mSvを超えた方はいらっしゃいませませんが、評価予定の作業員の方が213名おります。この表の状況につきましてお手元の資料2枚目からが別紙とい

う形で纏めております。2枚目の裏面から3枚目の裏面までがこれまでの外部被ばく、内部被ばく、合計値という形で記載させていただきました。2枚目の裏面のところが、まず総括表ということで対象者の人数、それからその下が外部被ばくの線量、それから3枚目の表面が内部被ばく線量の月別の推移。3枚目の裏面がその合計値ということで、内部、外部の合計値ということになります。おおよそ3月4月の非常に高い線量だったところから比べて、6月7月に関しましては被ばく線量は低減できつつあるというふうに考えております。もう一点は、連絡先が不明な作業員の方の調査状況でございますが、一番最後のページの添付資料2というところをご覧ください。8月31日までの時点で3月から6月までの連絡先不明者の方は88名いらっしゃいましたけれども、その後の調査によりまして、今回の9月15日の時点では65名ということになっております。引き続きこの65名の方に関しましては、特に直接の聞きとり作業等を行いながら低減に努めてまいりたいというふうに思っております。なお7月から新規の入域者の方々につきましては、7月の時点では本人の確認と作業員証の登録、それから線量計APDの管理が機械的に行われるようになっておりますので、7月の新規入域者に関する連絡先不明者は現時点ではゼロというような状況でございます。東京電力からは以上でございます。

○司会

次に原子力安全・保安院からの説明となります。

○原子力安全・保安院

原子力安全・保安院の森山でございます。前回、前々回でご質問いただいた内容について4件ご説明を申し上げます。最初に1号機の汚染水の発見、大分前のことでございますけれども、報告の遅れがあったのではないかと確認をするようにというご指摘であったと思います。調べましたところ、3月27日の午後3時30分頃にタービン建屋の海側のトレンチの立坑で水がたまっているということの確認がされておりますけれども、その報告が翌日の午後になっているという、こういった1日遅れているという案件が1点ございました。この件ではないかと思っておりますので、間違っていればまたご指摘いただければと思います。それから、2つめにICRPの個人年間実効残留線量についてPub111の中で勧告しているけれども、何か保安院で決定するような方向で検討しているのかというご質問だったと理解しておりますが、ICRPの勧告では個人年間実効残留線量とは現存被ばく状況において防護措置を施してその後に残る被ばく線量であると、防護措置は個人年間実効残留線量が

参考レベルより低くなるよう計画されるべきであるとされている、ということでございます。現存被ばく状況に対する参考レベルは1から20mSv/年の範囲で住民等の関係者との協議において状況に応じ設定されるものであるとされています。平成23年7月19日の原子力安全委員会の今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に対する基本的な考え方について、現存被ばく状況における参考レベルの設定について考え方が示されています。なおICRP2007年における現存被ばく状況にかかる検討につきましては現在文部科学省放射線審議会において審議中でございまして、個人年間実効残留線量にかかる検討についてもその審議の過程でなされると考えています。なお保安院においては過去において個人年間実効残留線量に相当する数値等は採用してきておりません。これが2点目です。それから3点目でERSSやSPEEDIへのアクセス回数についてのご質問がございました。SPEEDIについては私の方から45件、45回試算を実施していること、それからERSSについては5回試算をしているということを申し上げましたが、それに対して何回、その結果に対するアクセスであろうと思っておりますが、何回アクセスしたのかというご質問でした。現在のSPEEDIのシステムでは配信された計算結果に対するアクセスログを記録するような仕様になっておりませんので、この45回といいますのは3月11日から16日までのものでございますが、何回アクセスしたかということはお示しすることができないという状況です。また同様にERSSについてもアクセスログを記録する仕様になっていないということでした。こちらもお示しすることができないということです。最後ですが、非常用復水器ICの操作についてその報告された内容という主旨の質問だったと思っておりますが、まず3月、アイソレーションコンデンサーについての報告は3月11日の21時2分付けの東京電力からの連絡様式FAXにおいて20時30分現在においてのプラント関連パラメーターとしてIC動作中との連絡を受けております。ただし9月9日に原子炉等規制法62条の3の規定に基づく報告がございましたけれども、これによりますとこの時点で実際には中央制御室につめていた当直長によってICの停止操作が実施されており、この当日の報告の情報、これは不確かな情報となっております。それから3月11日の22時21分付けの連絡様式FAXにおいて22時0分現在でプラント関連パラメーターとしてIC動作中(21時30分減圧開始、3A弁開)との連絡を受けております。それから12日の0時57分付けの連絡様式FAXにおいて0時30分現在でのプラント関連パラメーターとしてIC動作中(21時30分減圧中3A弁開IC(A)胴側に消火系で給水中)との連絡を受けております。ただしその後の聞き取り調査で給水操作の事実が確認できておりませんで、不確かな情報となっております。また4月25日に事故記録等の報告を報告徴収で命じて

おりますが、5月16日に原子炉圧力、水位等のデータが提出されておりICの操作実績についてもここで報告を受けております。さらに5月23日には事故記録等の分析等の報告を受けておりました、津波到達前の操作状況等についても報告を受けております。これらの一連の報告につきましてはあらためて9月9日に原子炉等規制法62条の3の規定に基づき報告があったという経緯がございます。ICについての報告の経緯は以上のとおりでございます。私からの説明は以上で終わらせていただきます。

○司会

先ほど茨城北部のほうで地震があったようで東京電力からその報告があります。

○東京電力

さきほど茨城県沖を震源とします地震があったようでございますが、浜通地区では震度3が観測されております。なお、プラントの状況につきましては、炉注水など異常は無いという報告が現在速報として入っております。以上です。

○司会

それでは質疑に入りたいと思います。

<質疑応答>

○テレビ朝日 佐々木

Q：テレビ朝日の佐々木と申します。松本さんをお願いします。ちょっとここ数日間マスクの不具合といいますか、吸い込みの疑い例が何件か出ていますが、これに対して何か対策を強化するということは考えていますでしょうか。

A：（東電）昨日今日にかけて、幸いなことに内部被ばくはございませんでしたけれども、内部被ばくの恐れがあるということで3件ほど発生いたしております。これまでも、マスクの着用にあたっての注意事項ですとか、あと、そういった再発防止策の徹底というところをお願いしてきたところでございますけれども、もう一度改めて事例の紹介などを行いたいというふうに考えております。なお、昨日発生した陽圧式マスクの内部取り込みの恐れがあったところについては、まだフィルターがなぜ通じて内面が汚染したのかにつきましては、今原因を調査中でございますので、そちらは原因が判明次第対

策をとりたいというふうに思っております。

○司会

他にありませんか。

○朝日新聞 青木

Q：園田さんは15分にいらっしゃるんですね。なので、松本さんに質問させていただいて、途中で園田さんがいらっしゃったら園田さんに質問したいんですがよろしいですか。朝日新聞の青木と申します。前回現場を公開してほしいということで松本さんにお話したところ、年間のシーベルトの1mSvを超える恐れがあるということで、線量が高いのでということでおっしゃられたんですが、鉢呂先生がこの間、報道陣に言ったところによると、現場を視察して帰られて85 μ Svだったということをおっしゃっていました。もちろん視察されるときとかですね、このコースでどれぐらいの線量を浴びるかというのを想定のものを出した上で先生方をご案内していると思うんですがそういう認識でよかったですでしょうか。

A：（東電）はい。鉢呂大臣が当時どこのルートを回ったかちょっと承知しておりませんが、ご視察に当たってはですね、バスもしくは車でご覧になる際には、1周されるとしてこのぐらいの線量であろうということは、お示しさせていただいております。あるいは、それ以上にならないように途中途中でご要望等があってもですね、そこら辺は線量が高いので行けませんというようなことはご説明していると思います。

Q：現場ではかなりサーベイマップを毎日貼ったりして現場でもしっかり管理されているというふうに聞いているんですけども、鉢呂先生の浴びた85 μ Svというのは1mSvという基準から10分の1以下ということになりますよね。そうすると鉢呂先生と同じルートでですね、我々報道陣をバスもしくは車で案内するという事は、前例がもうあるわけですから、そういうことも可能なのかなと思いつながらお話を聞かせていただいたんですけども、いかがでしょうか。

A：（東電）はい。そういったご意見十分私どもも認識しておりますので、少しいったルートで視察が可能なのかというところをまずは考えていきたいと思っています。また、いわゆる記者さん側の見たいというような希望等もあると思いますので、そういったところは少し具体的にはご相談させていた

だくことにはなろうかと思いますが、少し時間がかかっておりますので申し訳ございませんけれども、しばらくお待ちいただければと思っております。

Q：この間ニコ動さんもおっしゃってましたけれども、半年経って報道陣が中に入っていない、つまり国民の目にですね、現状が全く見えていないというのは、非常に、我々報道陣としても心苦しいですし、そういう中でフリーの人が危険を冒して中に入ったりしている現状もあるわけで、元々公開してくれればそういう危険なことっていうのも生じずに済んだかと思われます。具体的に我々報道機関との協議っていうのは、今月中に入っただけですしょうかね。

A：（東電）いつからお話し合いができるかということも含めて社内で検討させていただければと思います。これまでも皆様の方から現場の公開につきましては多数の要望がきているのは私たちも重々承知しておりますので、少し現場の公開に向けて検討を加速したいというふうに思っております。

Q：できれば、今月中に協議に入っただくような感じにしていきたいと思います。

A：（東電）はい、できるだけ努力させていただきます。

Q：はい、ありがとうございます。

○司会

他にご質問ある方。

○NPJ 日隅

Q：NPJの日隅です。まず、原子力安全委員会なんですけども、先ほど Very Low Dose というのについて mSv 単位というようなご説明があったんですが、ICRP の委員でもあります甲斐先生という方が最新の放射線防護の考え方というペーパーにおいて Very Low Dose は 1 mSv 以下であるということを確認に書かれております。したがって、やはりその線量的に考えるというふうな、放射線防護において線量的に考えるというふうな言っていることからしてもですね、Very Low Dose、1 mSv を上回るようなものについては集団においていったいどれぐらいの被害者が出るのかということは一応算定した上で、その不利益と地域社会が得る利益とを十分に地域社会が考慮して、いったい

どういう方向で今後地域社会を維持するのか、それとも別の形で地域社会を継続させるのか、ということ判断するべきではないのでしょうか。Very Low Doseについて、まさに ICRP の委員である甲斐さんがそういう説明をされているわけですから、これは違うとおっしゃるのでしょうか。というのがまず 1 点です。それから、先ほど個人年間実効残留線量についてご説明があったんですが、これについては文科省で現在検討中であると、簡単にいうといいのでしょうか。その上で私が聞いたのは過去の事例を聞いたのは、海外においてこの個人年間実効残留線量をどの程度に確定してですね、放射線防護に当たったかと。それが日本のように 20mSv なんていうようなレベルのですね、もちろん今まだそのようなものが確定されていないのかもしれませんが、たとえば今 20mSv っていうのが一定の基準として使われてるのが事実ですから、そのような数値が他の国で使われたことがあるのかどうかという意味で聞いたんです。ここの部分について言うと。それから SPEEDI について、枝野大臣が会見、就任会見の時でしたっけ、事故発生後 3、4 日目に SPEEDI の存在を知ったときに自分は文系であるけどもそんなものはある時点における数値がわかれば逆算して計算できるじゃないかと言って指示したんですけどすぐには出てこなかった、その上単位量による計算がなされていたことについての報告は全く受けていなかったということと言われましたが、そのあたりの事実を、なぜ 3、4 日目に当時官房長官だったんでしょうけど、から、逆算するようにと指示を受けたのは誰で、なぜすぐにそれが出てこなかったのかということについて確認したいです。それから、前回その東電のほうで解析について水位 17 回、CAMS の評価については 5 回、3 月 11 日から 15 日までの間に実施されたと言われたんですけどこれについて保安院は把握されて、報告を受けられているんでしょうか、ということ。それから、先ほど保安院のほうで汚染水について 3 月 27 日のことが翌日の午後ということと言われましたが、この辺もう少し時間関係を正確にご説明いただければと思っております。それから、EU のストレステストの内容について 57 回原子力安全委員会の WEB サイトで確認することができますよということを前回お伺いしましたが、これは非常に簡略で、それだけ読んでもよくわからないんです。せっかく海外に行かれて調査されているわけですから、これはもう税金を使った調査です。もう少し詳しく普通の人を読んで海外で EU で一体何が行われているのかということがわかるような形で報告すべきだと思いますけれども、そのような報告をされる意向があるのかどうかということ。ですかね。あとは園田さんが来られたときにお伺いしたいと思います。以上です。

○司会

今政務官が到着いたしました。ご質問いただいたところですが、ご質問の回答を少し後にしていただいて、政務官へのご質問がありましたら、そちらを優先させていただきたいと思いますが日隅さんよろしいでしょうか。 はい。じゃあ、そういうふうにさせていただきたいと思います。恐縮でございますが、政務官へのご質問ある方、挙手をお願いいたします。ではそちらの前の男性の方、ではそちらの男性の方、2人続けてお願いします。

○月刊誌ファクタ 宮嶋

Q：月刊誌のファクタの宮嶋です。前回の会見で渡利と小倉寺について質問させていただきました。5.4 μ Sv、あるいは市の水道局のすぐそばで3.0を超えるようなものが見つかっているんですけど、こうした事態について本部の方としてはですね、どういうふうに受け止めておられるのかという事が1点伺いたい。それから、この事実は12日に公表されて、私は12日の夕方に質問させていただいたんですが、どなたもご存じなかったわけなんですけれど、本来本部の下に現地の本部があるという形になっていて、私はこれは非常にですね重要な情報だと思うから、当然、現地と東京で様々な調整が行われているんだなと思っていたんですけど、これもやはり現地と東京で縦割りと言うんでしょうか、現地の方は経産省の政務官がやっていると思うんですけど、連絡さえないという状況なんですか。この点をお答えいただきたいんですけど。もちろんこれは園田政務官にお答えいただきたいんですけど。

A：（園田政務官）はい、ありがとうございます。やはりそういった情報がですね、共有ができていないというのは私もやはりまずいんではないかと思っております。そういった意味ではもっと現地とも情報共有をできるような形を今後とも作っていく必要を感じておるところでございます。そういった意味で、私のところにあるいはこの統合対策室としてですね、きちんと情報が上がってきてないという事に関して、おっしゃるように大変なご指摘を受けているというふうに思っております。

Q：まあ終わった事で結構ですけど、12日の事で数日経ちましたけれども、渡利、小倉寺の人口含めてですね、現在どれくらいの方が住んでいて、仮にですけどホットスポットのですね、指定などが起こった場合は大変な事になるかと私は思って懸念しているんですが、その人口稠密地である事の事実を含めてどういうふうな受け止めておられるんでしょうか、政府としては。

A：（園田政務官）今その点については現地とそれから当該の市、町とですね、

協議をさせていただいている最中でございますので、もうしばらく結果についてはお待ちいただきたいというふうに思います。いずれにしても詳細なモニタリングを今、ご協力をいただいているところでございますので、それも踏まえて今後、対策室あるいは原災本部というかたちの中で、次のいわゆる決定というものがなされていくというふうに思っております。現地の皆様方とはですね、連絡は密に取っていただいているというふうに思っております。

Q：すいませんけれどもね、地上から50センチの所で5.4ですか、かなり高いわけですね。それから渡利と小倉寺は一応16,000人だそうです、人口は。阿武隈川の向こう側の先ほどありました杉妻ですとかね、これから中央を含めるとおそらくその界限にはですね、七、八万人の人が住んでいるんですね。だからこの地点はホットスポットの指定がされようが、されまいがですね、されなかったらされなかったで何でされなかったんだとなるわけだから大きな問題になるんですね。という事はこの数字が出たと同時に福島市についてですね、最優先で除染をしなくちゃいけないという事だと私は思うんですよ。そういう事というのはですね、現地と東京での情報も交換されていないし、何を検討しているのかよくわからないんですよ。指定がされようがされまいが、渡利地区については6月かなんかで7千人か8千人の地元の人が除染をしても、この状況なんですから。どれだけ重く受け止めているのかっていうのがよくわからないですけど、改めて伺いますけど、最優先でやはり人口稠密地の除染をしなくちゃいけないんじゃないですか？

A：（園田政務官）おっしゃるとおりでございます。私どもも今除染の計画を福島県、市、町、村とも各自治体ともですねご相談をさせていただいておりますので、当然今、財政的な支援とそれから情報提供もさせていただき、必要な時にはしっかりと私どもも専門家を派遣させていただいたり、予算の中から行う事になっておりますので、その点の相談を今させていただいているところでございます。いずれにしても、しっかりとご案内のとおり緊急的にやらなくてはいけない除染についての実施方針が出ておりますので、それに従って今段取りをご相談させていただいている状況でございます。

Q：じゃあ、もう一つ伺いますけど、先ほどの縦割りというところが、私はすごく問題だと思うんですけど、現地は経産省の政務官が統括されているわけですね。そうじゃないんですか。現地の対策本部はどういうふうになっているんですか。

A：（園田政務官）対策本部は経済産業省の政務官になります。除染のチームに関しましては、これは環境省の除染推進チームが今現地でチームを作っておりますので、除染についてはそこが統括的に対応をさせていただいております。

Q：もう1回聞きますけれども、12日の段階で、発表する段階で、東京にその情報が上がっていないという事は、何でそういう事が起こるのかというのがですね、理解できないんですけど。それはどうなのかしら。皆さんだから、除染というのは現地でやるものだからという事で東京は関係ないというふうに思っているんですかね。

A：（園田政務官）大変申し訳ございません。私どももですね、情報の共有というものは密に、そしてその時期、時期に行わなければならないというふうに常々申し上げているところでございます。従いまして東京のどの段階まで上がっていたのかというところまでは、ちょっと私も存じておりませんので、その点についても含めて速やかに情報というものが上がってくるようにはしていきたいというふうに考えております。

Q：最後に一つだけ訴えますけど、除染のその優先順位なんですけどね。もちろん警戒区域のところもあれば、無警戒もある。しかし福島市でですね、そういうものが出たりした場合にはですね、そこは真っ先にやらない限りにですね、福島の再生なんか出来るわけないと私は思うんですよね。だから今回の予備費でもやはり福島市についてですね、やっぱりお金がなきゃ出来ないわけですから、そういう事を早くやらないと、要するに指定をするかどうかを待って考える事ではないと思うんですよね。そうじゃないと住民にとっては一緒ですから。指定されなかったら何故指定されなかったと思って、たぶん人口流出が起こると思うんですよ、私は。だからそういう意味で政府がですね、この問題については最優先でやるという事をさっさと意図がないと思うんですよね。いかがでしょうか。

A：（園田政務官）はい。ありがとうございます。そういう意味で私どもも今全力を挙げさせていただいておりますので、この間先般ですね、緊急実施方針を打ち立てをいたしました。国が責任を持って除染に関してはやるというかたちで、予備費 2,200 億円をここに投入をしていくという事を決定をさせていただきました。今まさしく福島県、そして各市町村等自治体の皆様方と

密にご連絡をさせていただいて、ご相談をさせていただいておるところでございます。従ってその中で率先してやっていただける自治体を中心にですね、計画を立てて、そこに対して行っていくという形になっておりますので、今、他の自治体の皆様方とも当然ながらご相談をさせていただいておるところでございますので、当然整ったところからきちんと除染に対する政策というものが実行に移されていくというふうに考えております。いずれにしても急いで行きたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○司会

よろしいですか。では。

○フリー 寺澤

Q：ジャーナリストの寺澤有ですけど、細野さんが来てれば1番いいんですけども、園田さんにこれ聞きますけど。この会見園田さんが主催しているんですよね。この会見は園田さんの方で主催されているんですよね、主催者としては。という質問はもう4月25日のこの会見が始まった時に、最初に細野さんに確認をしているんですよ。その時に記者クラブメディア以外のね、フリーランスを排除しようとして実際に何人か排除するような事があって、その4月25日と、翌日4月26日の会見と会見録というものがあるんだっから見ただければわかりますけど、私が細野さんと色々と、ここでやりとりをして、細野さんの方からこういう条件があれば必ず出席をさせますと、色々と問題が生じた時はね、私が最終的に確認をしますという事があったんです。今日私、フリーランスの田中昭さんという方と一緒に来たんですが、その方はもう一昨日の13日の朝にこちらの会見に出席するべく、書類全部整えて提出してるんですよ、保安院に。で、未だに連絡がなくって、とにかくそれは書類じゃ明らかだから、というのは先週私が写真週刊誌のフラッシュっていうのにかかわって、この東電に関する記事書いたんですが、それにもその田中さんはクレジット入で写真と情報を提供してるんですよ。で、だから明らかに細野さんが言っている条件もクリアしてるし、その細野さんが言う前にフリーランス排除しようとして、こちらの東電と政府で決めたより厳しい条件。その後細野さんが緩和してるんですけど、それもクリアしてるんですよ。今日一緒に来たらですね、その入り口で今東電の社員に取り囲まれて排除されてますけど、これどういう事何ですか。何で東電の社員が排除してるんですか。これはだから、田中さんが東電の会見に出てる訳ですけど、それでいろいろ東電にとってはあんま面白く無い事聞いているからこれ排除してるんでしょ。こういう事やらないっていう事を約束した筈なのに、や

ってるから私今怒ってるんですけど。どうなんですか。これ中身の質問もしたいので、これも手続き上の質問、毎回ここ来るとやらざるを得ないんですけど、どうなんでしょう。

A：(園田政務官) ご覧のとおり、この記者会見についてはですね、統合対策室という形で行わせていただいております。ご案内かと存じますが、その開催要領という形で皆様方にお伝えをさせていただいておりますので、大変恐縮でございますけれど、その形の中で、ここの中にですね、入っていただく方という形で、お願いをさせていただいているところでございます。

Q：いやでも、そりゃ解ってますよ。だから、それを明らかにクリアしてる人を排除してるから今、怒ってるんじゃないですか。

A：(園田政務官) いや、申し訳ございません。その、明らかにかどうかは解りませんが。その点については私共で……

Q：すいません。じゃあ今、当人そこいるので、これ終わったら園田さんが最終的に判断する人なんだから、それきちんと判断してもらいますよ。この場でね。だって、細野さんそれ約束して、疑義が生じた時は最終的には私が判断するって約束してる訳だから。それしてもらわないと、何で東電社員が排除するんですか。おかしいでしょだから。

A：(園田政務官) 申し訳ございません。この場は、統合対策室という形でございますので、東電の方がって言うよりも、統合対策室として入っていただく方という形で、要領を作って、そしてその許可された者だけが、この場で居ていただくという形になっています。

Q：じゃあそれは後でやりますね、その手続きの事はね。中身の話ししますけど、松本さんにお伺いしますけど。えっと、私ここで質問した時に、6月に、あの、まあ、ちょっと何回もやり取りやりましたけれども、この東京電力の方にですね、警察からあの天下りが32人いるっていう事でしたよね。3月31日末時点で。で、まあ年度が変わって、警察やめた人もいるし、東電をやめた人もいるかもしれないけれども、この警察から32人天下りしてるって内訳ですが、人数的な増減もそうですけれども、人の入れ替わりとかどういうふうになってますか。

○司会

すいません。ご質問その一問でしょうか。できればまとめてお願いします。

Q：それと、全く変わってないっていう事であるのか、それとまあ多分入れ替わりあると思いますけれども、入れ替わっているのであれば、どういう職務の人がどういうふうに関人、入れ替わったのかと。その後の質問でも、原発に一人ずつ配置されているという様な事を松本さん仰られていたと思うけれども、そこら辺のだから職務ですね、職務の分担、こういう職にあたる人が何人、こういうのが何人とか、そこら辺のちょっと詳細内訳を聞かして下さい。

A：(東電) はい。只今データございませんので、後ほど確認させていただければと思っております。

○司会

他にご質問ある方。…後ろの男性の方ですね、すいません。他には…。では、お願いします。

○フリーランス 小嶋

Q：フリーランス小嶋です。園田さんにお聞きしたいんですけど。前回もご質問しました、20キロ圏内の計画区域の取材について何か進展があれば、教えて下さい。

A：(園田政務官) 進展といいますか、その後もですね、私共の中で検討させていただいておる途中でございます。従ってまだ、大変申し訳ございませんけれども、まだこの段階で何が進展かという事ではございません。何れにしても、皆様方の安全性とそれから後、やはり原発内、発電所内ですね、敷地内に置ける工事の進捗状況、そういった所も加味しながら今後も判断をしていきたいというふうに思っています。

Q：追加で質問していた、現在市町村で取材を受け付けたりしているかについて、

どういう認識というか、どういう情報が上がってきているのかとか。後、許可を取らずに入っている取材陣に関して、どういう把握をされているのかという点について、調査結果とかあれば教えて下さい。

A：（園田政務官）申し訳ございません。その点も調査をかけさせていただいている所でございますので。ただ、許可を得ずに入っている事はまずないというふうに思っております。何らかの形で、許可が降りてるんだらうというふうに考えておりますので、それがどういう形での許可なのかという所は、調べる必要があるというふうにお答えをさせていただいた所でございます。

○司会

他にご質問ある方。前の女性の方先に。あと、後ろの男性の方。二人続けてお願いします。

○朝日新聞 青木

Q：朝日新聞の青木と申します。先ほど、松本さんにもお伺いしたことなんですけれども。前回、現場の公開をしてほしいという事で、再三の申し入れを致しました。その時松本さんは、1 mSv 超える恐れがあるから、線量が高いからというお話で、今も検討していますというお話で仰られていたんですが。鉢呂さんがこの間入った時に、相当近くまで行って、仲間に入って、一日で85 μ Sv だったと、いう事をご自身で仰っていた訳です。その85ってというのは、1 mSv の10分の1以下であり、充分線量はコントロールしつつ、10分の1以下の線量で現場に深く入れる訳ですよ。実際入ってらっしゃるし。だけど、線量が高いという理由でずっと報道陣を入れなかったと。もう半年以上経って、報道陣が入っていないというのは異常ですし、線量が高いから中に入れないというのは、それは他の鉢呂先生含めですね。10分の1の線量で入ってらっしゃる方いる訳ですから、その辺は早急に解消していただかないと困ります。先ほど松本さんは、早急に協議しますと言うふうに仰っていただいたんですけれども、早急にという言葉がどこまであれか解らないんですけれども。もう直ぐにでもですね、その現場の公開に向けて動いていただかないと困るのですけれども。

A：（園田政務官）線量は現場のですね、状況というものも私共もやはり、私も何度か現場には入らせていただいておりますけれども。それは責任者、原発の事故収束の担当という立場でですね、一つ一つ作業の状況であるとか、あるいは、空間の線量も含めてどういった形になってるかというのを確認させていただきながら視察をさせていただいているという状況でございます。そういった中で、全ての皆さん方にやはり私も見ていただきたいという気持ちは持っておりますので、そういう面ではそういう形をどういう形であれば作

れるかっというところは、正しく今、東京電力と共に私共でも、いろいろ考えさせていただいている所でございます。ただ単に線量が高い低いという事だけではなくてですね。例えば、いろいろな現場の作業の状況もありますので、実は私も2ヶ月前に入った時と、それからここ1週間以内に入った状況と、やはり入れる動線というものも、その都度その都度違っております。現場の作業の状況、進展具合、そしてそれとのやはり兼ね合いもありますので。ちょっと、総合的に今本当に検討させていただいておりますので、それがもう少し落ち着いてきた状況の中で、どういう形で皆様方にも公表・公開ができるかという所は考えておりますので、もうしばらく、その辺はお待ちを頂きたいと思っております。そして、だからこそでありますけれども、先般もロードマップの見直しの時にも、ああいう形で少しでも現場の様子が見えていただけるといっていただけるといって、工夫はこの間もさせていただいておりますので。その実際に皆さん方の目で見えていただけるまでの間、何らかの形でその代替案ではありませんけれども、そういう現場の様子を見ていただくような形にはしていきたいというふうには考えてます。

Q：一度当たり入られて、線量はどれくらいなんですか。

A：（園田政務官）ええとですね、ちょっと詳しく私もその状況を覚えておりませんので、それは東京電力が当然に入った時と最後に自分の持っている線量計を渡して、そこで測っていただいているところでございますので、この場でいくらかといわれると、もうしわけございません、覚えておりませんでした。

Q：少なくとも鉢呂先生が行った道を辿れば85で済むわけですから、10分の1以下で済むわけですから、ルートは視察コースというか、そういうものはあるわけですね。

A：（園田政務官）いや、ちょっとそのへんはわかりませんが、先日もありましたけれども、当然ながら作業員の安全、作業の状況の安全を図っていただきながら一つ一つ作業を進めていただいております。その中でも先般のように大変高い線量の箇所も見つかるというのはまだまだあることですので、そういった面では今まで安全だと思っていたところもですね、時と状況によっては変化もありえるのではないかとこのように考えております。従って民間の、私どもと違って民間の皆様方をお入れするという状況になったときには、何かあったときのことを踏まえて私どもも万全を期さなければならぬと考えておりますので、そういった点でもうしばらくお待ちをいた

できればと思っております。

Q：お言葉返すようですけど、高い線量、10シーベルト出たところのこのことを仰ってると思うんですけども、あそこは知らずに作業員が出入りしていて、あとでぱっと見つかったんですか。違いますよね。

A：（園田政務官）先程申し上げたように安全性を加味しながらやらせていただいております。その中でそういったところもやはり見つかるわけですので、そういった点ではまだまだきちっと把握をしきれていないところもあるのかなあと感じております。従って私どもも現場の安全性、そして作業の状況、そして皆様方の安全性というものも、やはり責任のある立場としていけばその場で判断という形はなかなか難しいということにご理解をいただければというふうに思います。

Q：サーベイマップも作ってますし、なにも私たちだからといって今まで作業員の誰も入ってないところへわーっと行って、わーっと荒らそうなんてことは誰も思っておりませんし、いきなり高いところが見つかるからってというのは理由にならないですよ。視察に行かれてる先生もそうだと思うんですけども、事前に線量がある程度把握されているところもあるわけですからってというのは理由としておかしいと思うんですけども。

A：（園田政務官）申し訳ございません。理由を一つ一つ取り上げられても申し訳ないんですけども、先程申し上げたように、現場の状況と皆様方の安全を総合的に加味させていただきながら今一つ一つ検討をさせていただいておりますので、もうしばらくお待ちをいただきたいということをお願いを、逆に申し上げたいと思います。

Q：もうしばらくってというのはどれくらいですかね。松本さんはもう報道機関と協議に入ってくれるようなお話をされてましたけれども。

A：（園田政務官）あの、そういった意味ではもうしばらくお待ちをいただきたいと思います。

Q：もうしばらくってというのは、どういうしばらくなんですか。

A：（園田政務官）恐縮でございますけれども、もうしばらくお待ちをいただき

たいと思います。私どもも何もサボタージュをしているわけでもございませんし、現場の事故収束に関しても日々時間単位、分単位でやらせていただいている、その状況は変わりなくございます。そういったところで皆さま方とのおあるいは皆様方を通じて、国民の皆さま方に見ていただきたいという思いは私どももしっかりと受け止めさせていただいておりますので、その点も踏まえてもうしばらくお待ちいただきたいと思います。

○司会

すいません、政務官の時間限られているので、よろしいですか、次の方に移っていただいて。

Q：わかりました。

○司会　じゃあ次の方お願いします。

○ニコニコ動画　七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。園田政務官お願いします。まず一点要望です。

今の朝日新聞の青木さんについて、できましたら20日の工程表の見直し時に、現場視察の可否についてとりあえずの見解を公表していただきたいと思います。これは要望でございます。あともう一点は当然この会見に参加している皆さんは権利があると思いますので、それを含めた上での検討していただきたいと思います。よろしくをお願いします。質問です。中間貯蔵施設ばかりが問題となっておりますけれども、今日の新聞にもございましたけれども、既に仮置き場にさえ困っている状況にあると言われております。この一点です、仮置き場に関しては自治体任せということですか。要するに政府は仮置き場に関してはコミットしてないということですか。ちょっと教えてください。

○司会　ご質問はその一つでよろしいですか。

Q：それです、仮にその自治体任せなのかっていう点と、仮置き部屋に関するいろいろ困った状況等ですね、政府としては現状把握されているのか、この二点です。

A：(園田政務官) まずご要望等いただきましたけれども、皆様方を通じて公開

をしていく、発電所の状況も含めてですね、公開をしていくというところは検討させていただきたいというふうに思っておりますので、必ずしかるべき状況、時期の中で皆様方にはお伝えをできるように努力したいと思っております。それから仮置き場の件でございますが、当然各市町村と今協議、お話をさせていただいているところでございます。中間貯蔵施設についてはご案内のとおりまだお願いをさせていただいたばかりでございますけれども、仮置き場については深く、さらに深くコミットさせて実は国としてさせていただいてます。先程の除染の福島県、環境省が中心となって立ち上げさせていただきました福島県除染推進チーム、それから官房も含めてこちらの生活支援チームが各市町村と具体的に話をさせていただいております。ある市町村、自治体からはこういったところに置きたいというような、もうすでに仮置き場での詳細なお話をうかがっております。ある市町村に関しましては、こういったところに置ければいいんだが、それもやはり具体的にご相談を受けて、それであればいけますねとか、ちょっとここはなかなか土地の所有者の関係もあって難しいのかな、と今キャッチボールをさせていただきながら、今詰めている状況でございます。そういった意味では仮置き場についてもですね、指針をお示しをさせていただいて、それに基づいて市町村から、各自治体からお話をいただいて、それに対して私どももそれだったらいけるのであればいけますねとか、というようなキャッチボールをさせていただきながら、今話を具体的に進めさせていただいている途中でございます。

Q：あの、すいません最後、今はこれからどこに置くかというようなお話のように聞こえたんですけども、既に仮置きしてる場所ってございますよね、その中でよく言われるのがグラウンドの校庭に置いていて、ところがそのグラウンドの近くに民家があって影響を受けやすいとかそういう問題もあると思うんですが、すでに仮置き場になっているところでの困ったところへの対応は政府がコミットされるということですか。

A：（園田政務官）あの、今私が申し上げた仮置き場はですね、もう少し規模の大きい仮置き場のことを申し上げております。コミュニティ、自治体レベルのコミュニティでいわば、今ちょっと寄せてそこに置いている状況もございますので、そこから今度はもう少し規模の大きい各市町村、自治体でももう少し大きいところでまず仮置きをしていただくというようなところを自治体と今協議させていただいておりますので、そういった面ではそういった学校ですとか、そういったところから一旦もう少し大きいところの場所に集めさせていただくというようなことを自治体と協議させていただいているというこ

とでございます。

Q：すいません、最後に。それはもう具体的にそういう中間仮置き場というか、ある程度広さを持った仮置き場にこれからやっていくと。これはスケジュール的には大体のイメージはあるのですか。

A：（園田政務官）ええと、そうですね、かなり進んでいる自治体などはですね、もうほぼ青写真は出来ているのかなという印象は持っています。まだちょっとそういったところも中々見つけれない状況の所もございまして、ちょっとまだ私も詳細に全部やり取りまで含めて報告を受けているわけではありませんけれども、中間的に途中のやり取りの話しを頂いている限りにおいては自治体によってばらつきが今でてしまっているかなというふうに思っています。従って中々出てこないところについてはもう少し私共も自治体の皆様がたの協議というかご相談にはしっかりと乗らせて頂きたいというふうに思っております。

Q：ありがとうございます。

○司会

ご質問がある方。じゃあ前の男性の方、それと後ろの男性の方。続けてお願いします。

○共同通信 岡坂

Q：共同通信の岡坂と申します。園田政務官 20 日の日にご提案の見直しの発表を頂くとするんですが、それに先立って政府の原子力災害対策本部会議が開かれる見通しかどうかということと。それからステップ 2 の達成の見通しの時期について先月の場合は 10 月から来年 1 月という幅は持たせたままだったと思うんですけど、これがある程度絞り込める様な目処があるかということと。それから敷地境界での被ばく線量について、前回は 0.4 ということでただ精度がまだ荒いというご説明だったと思うんですけど、これについて、その後建屋周辺でのダストサンプリングなども進んでおりまして、より踏み込んだジャッジが何か出来るような見通しがあるかという、この 2 点お願いします。

A：（園田政務官）はい。まずロードマップ道筋の改定といいますか進捗状況について先立って災害対策本部を開くかどうかというのは今回は先月もそうで

ありますけれども、まだステップの途中段階の進捗情報のご報告をするという形ですので、そういった面では改めて災害対策本部を開くということとはございません。そういうこととさせていただきます。それからステップ2のこれによって目処がどこまでつけられているのかどうかというようなお問い合わせだというふうに受け止めさせていただきましたけれども、まだこの段階でそれについてのコメントというのはちょっと差し控えたいというふうに思っております。いずれにしても20日の時には様々な形で今の進捗状況のお話しをさせていただくつもりでありますので、その時点でまたそのことについてのお話しというのはさせていただきたいというふうに思っております。それから敷地境界の放射線量の評価でございますけど、これは引き続きやらせていただいて前回から1ヶ月前からもさらに精度をあげてやるという事で途中の段階では東京電力からも報告があったように、各号機にそれぞれ測っていきこうという状況ですとか、あるいは他の方法も含めて多元的に測っていきこうという様な取り組みをしていただいている所でございます。その結果を今回発表できるように今精査をさせていただいている状況でございますので、それも20日の時に発表をさせて頂きたいというふうに思っております。

Q：1点確認ですが、その前回よりも色んな材料が敷地の線量に関して得られているという状況になるわけですが、その十分放出が抑制されているかどうかという事の判断がある程度前回よりは具体的に出来るような段階にはなるというふうにお考えでしょうか。

A：（園田政務官）そういう意味では前回はお案内のとおり敷地内の西門という所の一箇所のダストサンプリングに基づいて推定を出したという所でございますので、そこから比べますと今の建屋からの状況というものは、前回から比べるとより精度の高いものになりつつあるという事ではないかというふうには思っております。いずれにしてもその内容状況も含めて20日には皆様方にお伝えをさせていただきたいというふうに思います。

Q：わかりました。ありがとうございます。

○司会

では次の方をお願いします。

○NPJ 日隅

Q : NPJの日隅森ですけども。魚介類の調査について細野さんが一回目のここでの会見の時に必ずやると力強く言われて、その後いまだに出来てないんですけども、これについては何か進展があったのでしょうか。それから原子力保安検査官の業務内容についてきちんと把握されているのでしょうか。これはつまり人数が少ないのではないかというふうに思われますが、それで十分だというふうに政府として思っているとすれば、何か根拠があるのかどうか。それから食品に含まれているベクレル数を表示してほしいというような声が多いんですけども、そういうことに向けて何か検討されているのかどうか。それから事故直後に東電とそれから自治体との間での協定内容は必ずしも連絡がうまくいかなかったなどの関係で守られなかったんですけども、その内容について見直しをされる予定があるのかどうか。つまり見直しをするように政府として何か指示をする予定があるのかどうか。それからこれはちょっと違うことかもしれませんが、諸外国では公共事業委員会とか公益事業委員会というのがあっていわゆる電気代として集めたお金使途について例えば一定の政策を方向づけるような広告などは出来ない。例えば原発推進広告などは打てないというのが普通なんですけど、今回の事故を踏まえて、その様な組織仕組みという様なものを作るようなことを検討されているのかどうか。以上5点です。

A : (園田政務官) 魚介類の調査に関しては、それは20キロ圏内の話しですか？ すいません20キロ圏内について大臣があるは補佐官の時にお約束をしたということですか？ すいませんその辺は確認をさせていただきたいと思います。それから検査官の人数でありますけれども、ちょっと私も十分であるかどうかという評価をしたことは実は私自信が無いんですけども。しかしながら保安の関係については保安院がしっかりとやっていたというふうには思っておりますので、そういった点では保安院が一時的にその充当性とか有用性については評価をしてもらっているのではないかなというふうには考えております。あと食品のベクレル数の表示でございますけれども、これは食品そのものの流通というものにどういう形で表示を行うのかという所は、表示の義務に課せられている直間官庁は消費者庁でありますけれども、ちょっとそこと相談をさせていただきたいというふうに確認をさせていただきたいというふうに思っております。それから協定の見直しの指示をどうかでありますけれども、まだ事故当時のどういう状況で教訓というものが取りまとめられていないという事でありまして、全体としてこの事故当初の状況と防災指針も含めて見直しが今後行われるということでございますので、協定の見直しといいますか避難指示も含めて様々な改定というも

のは行われていくものではないかというふうに思っております。現段階で具体的に指示を出しているかどうかということに関しては、そういったことはまだ無いということでございます。今、正しく事故に関しての収束と検証を行っている途中であるということだけお答えさせていただきたいと思います。それから後そういったCMに関しての公共事業の委員会等も考えているのかということでございますけれども、現段階でそのような事がちょっと私の所管の中で議論をすべきことなのかどうかという所がございましてけれども、少なくとも私の所管の状況の中においてはそれを議論するという事にはなっておりません。

Q：すいません。保安検査官の数についてはやはり不明者数が百人以上いるというような、身元不明者というような状況が現にあるわけですから、やはり外

から見ると十分ではないと思いますので、それは保安院がちゃんとやっていてくれるだろうではなく、きちんと政府としてチェックをしていただきたいと思います。それから一番最後に言った件数は、別に支援だけでなくて使い道、それから電気料金として集めたお金の使い道、それから集めるべきお金の多寡についてきちんと消費者が参加して、それをチェックできる機関というものが、きちんとしたのがあるというのが普通なわけですね。先進国と言われているところではね。ですのでそういう組織というものを作る予定があるのかというのでした。ちょっとそこは補足ですので答えは結構です。ですので保安官のことについて、保安検査官のことについてはお答えいただきたいんですけど。

A：（園田政務官）作業員の方も含めて不明者の方がいらっしゃるというのは、私どもも今東京電力に対しまして、しっかりと調査をして欲しいという要請はさせていただいているところがございますので、その点については対応をさせていただいているというふうに思っております。おそらく3月4月5月の段階で、現場においてもそういった体制が取れていなかったということは、これは率直に私も反省材料として教訓に書かせていただいておりますけれども、そういったところが今後ないように万全な体制は取っていきたいというふうに思っております。その上で、今の現状で検査官が足りないのかというふうに言われますと、今の現状においては、その不明者においても確か先月は0人にならんとしているというふうに聞いておるところでございますけれども、そういった点では改善がされているわけがございますので、しっかりと今の段階ではチェックはさせていただいているというふうに言えるのでは

ないかというふうに思います。

○エネルギーと環境 清水

Q：エネルギーと環境の清水です。野田総理の所信表明演説もあって、脱原発なんかも出て所信表明しているんですけども、ひとつだけ不明な点がどうもあるんですね。政府の原発対策方針として。ていうのは、今増設工事中の中国電力の島根4号とか、電源開発の青森の大間とか。これは工事が進んでるんですね、増設工事が。政府の方針としてご存知なら今どういう、その二つの増設についてはどういう方針を持っておるのか、あるいは今後どうしようとしてるのか、それをちょっと伺いたいんですが。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけれども、9月10日の時事なんですが、グローバルホークの画像に関してアメリカ政府の関係者の言葉で、日本政府から画像を公開しないよう要請されたというのがあるんですけど、この事実関係を教えてください。

A：（園田政務官）まず、そのグローバルホークの件は確認をさせてください。ちょっと私もそういった情報に接しておりませんので一度確認をさせていただきたいと思います。それから今の政府、野田内閣における原子力発電も含めて、エネルギー政策に関しての今後の方策でありますけれども、まさしく今日も国会でご答弁をさせていただいておりますけれども、今後エネルギー環境政策会議の中でしっかりと議論はしていきたいというふうに考えているということはお伝えをさせていただいているところでございます。

○エネルギーと環境 清水

Q：個別のその増設の計画が進んでる、工事が進んでるやつは政府としては凍結するんですか。凍結してるという範疇に入ってるんですか。それとも様子を見て今後政策を決めるというそういうスタンスなんですか。ちょっとそこをはっきりさせてください。

A：（園田政務官）そういった面では、何か方針が決まっているということではないということだけお答えできると思います。

○司会

恐縮ではございますが、政務官ここで退席をされます。それでは先ほどの質疑を続けさせて、先ほどの日隅さんからの質問を受けていたかと思しますので、順に回答をお願いしたいと思います。

A：（原安委）安全委員会ですけども、おそらくご質問にあった甲斐先生のそのご説明っていうのは、少なくとも私どもの知るところでは 2009 年 8 月 26 日の放射線防護専門部会の下での安全審査指針類における放射線防護にかかる記載の考え方検討ワーキンググループの第 2 回で、2007 年の ICRP の勧告についてご説明いただいております。その中のスライドで「very low dose : 1mSv 程度以下」という部分がございます。そこについて実際甲斐先生がどうお話されたかというのが、議事録がホームページにあるわけですけども、ベリロードーズがどれぐらいの線量かと言いますと、パブリケーション 99 では 1 mSv 程度ということで書いておりますというふうに説明されております。それで、確かにこの 1 mSv 程度という言い方なんですけども、パブリケーション 99 を日本アイソトープ協会の専門家委員会で和訳したものでは、「程度」って書いてあるんですけども、原文英語ではどうなっているかということ、the order of 1mSv とか、要は 1 mSv の桁がベリロードーズ、それからそれより 1 桁大きい 10mSv のオーダーがロードーズ、逆に 1 mSv から 1 桁小さい 0.1mSv の桁がエクストリームリーロー、極端に低いという言い方をしています、ここは ICRP のほうでは一桁違いでものを言ってるわけでありますので、日本語では確かに協会の訳本に従って「程度」という言葉が使われてますけども、元々の本来の意味合いとしては 1 mSv の桁というふうに考えるのが妥当な解釈であると思います。

○ N P J 日隅

Q：少なくとも先ほど言われた 100 というような説明を最初口頭でされたと思うんですけども、それは訂正されるわけですね。

A：（原安委）100 と言った覚えはないですけども、今日言いましたように 1 mSv の桁の線量について足し合わせてがんの死亡者数を予測することは適切ではないし、それからそれよりより一層低い線量で同じことをやるのは避けるべきであると、ICRP の勧告ではそう言われてるというふうに書かれております。

Q：ちょっと私のほうでも確認してみます。

A : (文科省) 文部科学省でございます。よろしいでしょうか。個人実効残留線量と放射線審議会との関係についてのご指摘がございましたので、放射線審議会におきましてはその 2007 年勧告の取り入れについて現在検討を行って、中間報告まで出しておりますけれども、ご指摘の点については今後の検討課題というふうに理解しております。それから SPEEDI について官房長官から何か逆算のような指示があったかということについては、文部科学省として承知してございません。以上でございます。

A : (保安院) 保安院でございますけれども、まず汚染水の件でございますが、発見の時間的な正確なところということでございましたけれども。報告は、その報告用紙に書かれております時間は、3月28日付の15時58分発信の第15条180報という様式できております。その中には、3月27日、午後3時30分ごろ、1から3号機タービン建屋海側(屋外)のトレンチの立坑に水が溜っていることを確認ということがそこには記載されております。それからICの操作の関係でございますけれども、ICを操作した、操作したといいますが、例えば報告、先程11日から12日にかけて3回、ICの操作に関する報告をご紹介いたしました。例えば11日の21時02分付けの、これは第15条の5報の中には、そのIC動作中ということと、その中には水位、これは不明と書いてあります。それから、その次の11日の22時21分付。これは第15条の8報ということでございますが、その中には先程申しあげましたIC動作中で21時30分減圧開始3A弁開とあって、そこでは水位として燃料上部からプラス550ミリというふうに書かれております。それから、12日の0時57分、これは第15条の10報ですけれども、そこにはIC動作中の他に水位として燃料上部からプラス1300ミリという、そういうふうにICの動作に関する当初、初期の段階で受けたものの中には水位はございます。その他当然水位ですとか、CAMSについては、ご報告を受けているということでございます。もちろんICの操作そのものがどう行われたかというのは、先程申しあげましたように、この中に書かれていること自体が、その後の調査でその事実が確認できないといった問題はございますので、実際の操作を全て報告がなされているということではないというふうに考えております。それから SPEEDI の件に関しましては、保安院では放出量のある程度仮定して当初45回くらいやっておりますけれども、逆算をするような指示を受けたというふうには承知しておりません。以上でございます。

Q : 保安院の方に。海外での線量ですね、個人年間実効残留線量についての事

例を承知されているかどうかということをお先程聞いたのと。それから、そうですね、はい。

A：（保安院）保安院としては承知しておりません。基本的には保安院は、サイトの中のことを中心に実施、対応しておりますので、基本的には今おっしゃったような現存被ばく状況におきます個人年間実効残存線量については、海外での状況は承知しておりません。

Q：それはこういう被ばくをするような状況が起きた時に、海外で一体どういう対応をされているのかというのは、必要なことではないのでしょうか。つまりそれは、他の国でどう対応しているかということをお日本でも参考にしないと、他の国から見た時に、非常に突出した扱いを仮にした場合には、他の国から見ると、日本の製品とか日本に観光に行くとかというのが躊躇されるということに繋がるし、それは日本の経済に対しても非常にダメージを与えるのではないかと思うのですが。もちろんそれだけではなく、基本的には健康被害が発生するわけですからね。発生するわけですからね、突出したことをもし仮にした場合は。そのへん参考にされる予定はないのですか。

A：（保安院）繰り返しになりますけれども、保安院は現在、主に発電所の中の被ばくの規制ということで対応しておりますので、政府全体として海外での状況というのをどこかで把握している可能性は、それはあるかも知れませんが、保安院として把握はしておりません。

Q：わかりました。園田さんにまた聞いてみます。あとお答えいただいたのかな。東電からのいわゆる色々な形での解析ですね。これについて11日から15日までの間に実施されたものについての……それは先ほど言われた水位関係とかCAMSの、なんか、その……

A：（保安院）はい、答えています。

Q：その意味ですか。その趣旨ですか。そうすると、全部を受けてるわけじゃないということですか。22回。

A : (保安院) 水位ですとか、GAMS はもちろん受けておりますが、東電がどうい
うふうな解析をされたかということまでは、その当時は受けておりません。
水位がどうなるとか、TAF に到達時間がこれ位だとかいったことは様式には書
いてございますけども、解析そのものを報告受けたわけではございません。

Q : それは現在受けられてるんですか。

A : (保安院) 当時どうしたかということではなくて、その後の以後の解析は報
告を受けております。

Q : その内容は、もう既に何か、どちらかで。

A : (保安院) それはもう公開されております。

Q : そうですか、わかりました。

○NHK 花田

Q : NHKの花田と申しますが、東京電力の松本さんに何点か伺わせてくださ
い。放射線管理手帳の関係からの質問なんですが、今、中央登録センターの
ほうで、放射線管理手帳の取得者数がかかなり増えてるといった状況がありま
して、これに関連してなんですが、放射線管理手帳の取得者が急増している
背景には、1Fでの作業員の入れ替わり、新しく建設業者とかも参入してき
て、取得が増えているというのがあると思われるんですが、そのへんをどの
ように考えられているのか。あと放射線管理手帳を取得して、管理区域で働
く作業員の事前の研修なんですが、Jヴィレッジで行われているというのを
以前伺ったことがある記憶があるんですけど、具体的に何か所、どのような
場所で、どのような内容で行われているのか、ちょっと具体的に伺わせてく
ださい。あと、今1Fのほう、通常原発と違って屋外も管理区域になって
いると思うんですけど、その状況というのをちょっと。屋外も管理区域とな
っているという認識でいいのかというのを確認させてください。あと放射線
の種類とか、タイベックとか、防護マスクの付け方とか、そういった防護研
修を行われていると思うんですが、これは、要は通常行われている防護研修と
同じような形で行っているのか、それとももうちょっと詳しく、現場に対応
した形で行っているのかというのを伺わせてください。あと、現場からのほ
うで取材していると、事前の防護研修が現場に対応した状況じゃなくて不十

分だという声も聞かれています、そのへんどのように認識されているのか。またそういった作業員の事前の防護研修、より詳しくすることなど検討していないかというのを伺わせてください。あとちょっと別件で、ベータ線の被ばくの関係なんですけど、午前中のご説明で、ちょっと放管がどうしてたかとか、あと放射線、アラームの関係、どういうふうになったかというのを調査中というお話があったんですけど、その辺、より分かったところがあったら教えていただきたいのと。他に17人作業員いらっしやって、そちらも被ばくの関係どうなったのかというの、まだ明らかになってないと思うんですけど、計画線量どのようになっていて、その計画線量超え、ガンマ、ベータともあったのか。あと被ばく量どのようになっていたのかというのを、数字のほう教えてください。

A：(東電) まず中央登録センターで、いわゆる放射線作業従事者が増えているという事実に関しましては、ちょっと私ども承知しておりませんが、当然私ども、福島第一で新たに作業される方は、放射線作業従事者としての登録が必要になりますので、その影響があるのではないかとはいえますが、具体的な数としては認知しておりません。それから研修でございますが、こちらは、まず放射線管理手帳、いわゆる従事者登録をする前に必ず従事者教育を受けることとなります。まず教育のほうが先となります。したがって研修を受けて、その受講歴を確認した上で中央登録センター手帳を貰うという作業となります。その研修でございますが、Jヴィレッジと東京の2箇所で行うというふうなお願いをしていますが、研修の内容につきましては放射線の仕組みといいますか性質、それから被ばくを防護するための守り方といいますか、時間を短くするですとか、遮へいを入れるとか、そういった基本的な作業の仕方、それから最後に実務ということで、タイベックですとか全面マスクの使い方というようなところが重点的に約5時間程度かけて研修を行うというような状況でございます。他の教育と基本的には中身としては一緒でございますが、当然、福島第一で働くことを考えますと全面マスクでの作業が基本的に全てでございますので、所謂通常の発電所というB装備ということではなくて、全面マスク、かつタイベック、アノラック着用というような実務のほうを中心となります。不十分だというような声があるというようなお話でございますけれども、そういったお話がありましたら、やはり研修のカリキュラム等の改善につなげていきたいというふうに考えております。なお、具体的に、まだそういったところまでは私どもとしては把握できておりませ

るので、そういった声は拾っていきたいというふうに思っております。それから、昨日行いました除染装置の攪拌機を取替え作業でございますが、まず一点訂正がございます。昨日は作業を行った従業員 23 名というふうに申しましたけれども、25 名が正確な数字です。残りの昨日で 6 名の方の被ばく線量をご紹介しましたけれども、残りの 19 名の方でございますが、ガンマ線で最高の被ばくをされた方は 9.26 mSv、最小値は 0.08 になります。それからベータのほうでございますが、最大は 7.5 mSv、最少は 0.0 という状況でございます。ガンマ線につきましては、計画線量 15 mSv でございますので、ガンマ線の計画線量を超えた者はありません。ベータに関しましては警報設定値 5 mSv でございますので、5 mSv を超えた者は、この 19 名の中では 4 名ということになります。

Q：分かりました。ベータ線のほうなんですけど、この 5 mSv、アラームの基準を超えた 4 名というふうなのは、これは放管とかの指導とか、退避の状況というふうなのはどうだったのでしょうか。

A：（東電）はい、ベータのみの警報が鳴った者と、ガンマのみ、それから両方鳴った者おりますけれども、確認をいたしましたところ、警報が鳴った際にはその後退避動作をとっているということでございます。ガンマに関しましてはアラームの設定が 8 でございますので、8 mSv を超えた段階で退避作業を行いまして、最大の被ばく線量でも 10.01 ということで計画量を超えなかったというような状況になります。それからベータのほうでございますが、こちらは 5 mSv で設定しておりましたけれども、どう退避といいますか、作業を終えて退避する際にその線量を超えて最高の者で 9.5 mSv に達したというような状況でございます。

Q：昨日の話だと、作業を続けたんじゃないかと思われるというお話ありましたけれども、そういう認識というよりも、退避はして、その退避している間に被ばくは。

A：（東電）ベータに関しましてはアラームが 5 でございますので、アラームが鳴った後、退避を始めたということになります。

Q：分かりました。

○読売新聞 大山

Q：読売新聞の大山と申します。被ばくの関係で伺いたいのですけれども、最近7月分までデータが出てきて、内部と外部合わせて最大でも31.24mSvとだいぶ下がってきているんですけれども、その関係で250mSv緊急時の被ばくの限度を引き下げる検討をするようにというふうに厚労省からその関係の調査をするようにという指示を受けていたかと思うんですけれども、その調査の状況はどうなっているのかということと、7月から働き始めた人、最大でも31.24mSvということで、この状況では100mSv位まで限度を引き下げても大丈夫なのかどうか、そういったどういうふうに考えていらっしゃるのか、その辺りのことを伺いたいのですが。

A：（東電）はい、まず厚生労働省さんから求められている被ばく線量の限度を下げる件につきましては、現在私どものほうで具体的なご指示に従いまして検討を進めている段階でございます。まだ纏まっておりませんので、まだ厚生労働省さんには回答ができていないという状況になります。それから、被ばく線量でございますが、この表をご覧になっていただくとおり、月日が経つほど限度が下がって、被ばく線量が下がってきているというような状況でございます。この表に関しましては、3月に入域された方、5月に入域された方ということで線量の管理をしておりますので、今後は個人の累積という形で管理を少し充実といいますか、変更したいというふうに思っております。やはり、高線量エリアでの作業がまだ残るかもしれないということもございますので、250mSvの被ばく限度の見直しに関しましてはよく検討させていただければというふうに思っております。

Q：すみません、高線量エリアの作業の可能性といいますと、例えばこういった作業を今後予想されるのでしょうか。

A：（東電）原子炉建屋の中ですとか、水処理建屋でも数mSv/hという空間線量がございますので、こういったメンテナンス等々をやりますと、やっぱり数mSv単位で被ばくになります。そうしますとそれが徐々に積み重なりますと、一人当たりの線量という意味では、例えば50mSvになるですとか、そういった状況になり得るということでございます。

○月刊誌ファクタ 宮嶋

Q：月刊誌のファクタの宮嶋ですけれど、安全委員会の加藤さんに伺いたいん

ですけどね。今回の資料で先程お話ししました福島市の詳細なものが出ていますけれど、この35ページの、所謂ヒストグラム含めましてね、一番マスコミが書くのは5.4ですけど、1メートルのところで大体2ぐらいなんです。数字の出かたを含めまして非常に特徴的なところがあると思うんですけど、原子力安全委員会としましてはそういうところを何か分析されたりしてる、あるいは今後調査したりするというお考えがあるのかどうかですね。それからご案内の様に阿武隈川のこちら側で、その向こう側は先程おっしゃっていたように、杉妻ですか、こちらはダストも未検出ということなんですけれど、そういう何がしかの飛来物というのがやっぱり川の向こうには行かないだろうと、そちらにおいてはあまりメッシュでのですね、調査は必要がないというような判断が学術的に下せるものなのかどうかですね。やはり福島市についてはですね、やはり距離もありますけど、どういうふうな経路でどういふふう汚染されたのかということですね、安全委員会としても少し調査したり、そういうのが必要なんじゃないかと思うんですけど。調査結果が出たばかりですけど、このヒストグラムも含めましてね、どんなふうにお考えになっているのか伺いたいんですけど。

A：(原安委) 安全委員会ですけども、今ヒストグラムについて言及があったわけですけども、やはりこういったものは、ヒストグラムは、ひとつのこれですと線量の分布傾向が見えるわけですけども、やはりこういったものですとこれだけじゃなくて、じゃあ平面的に見た場合、線量の高い低いがどういふ分布しているのかとかですね、あと実際のその状況ですね、非常に土地が広いところなのか、市街地なのか、森林が近くにあるのかといったようなことでも線源の分布の状況が見えてくると思うんですね。まだそういう意味では東京にいてこういうのだけ見て物事を判断するよりも、現地のほうでは原研機構なんかでも大量の専門家を投入して除染の検討などを進めることにしておりますので、やはり現地にいる専門家ですね、現地のいろいろな状況を見てどういふ線量分布の状況なのか判断して、最適な除染の方法なり、あるいは線量低減の方策、当然自治体の方も入れてですね、一緒にご議論いただくのがいいんじゃないかというふう考えております。

Q：要するにマスコミ側からきたら5.4って数字をやっぱり、使うんですね。だけどそれ一箇所しかなくて、むしろ、これを見ると結構、正確な数字で見るとそれほどという見方もあると。しかし、そういうものが飛んでくる可能性があるということになれば、川向こうも全部やっぱり、見てみなくては

けないという議論になるのと私は思うんです。地元の人はその思うと思うんですよね。だからそういう意味でやはり、勿論、地元の判断も大事でしょうけど、やはり本当に専門家というんですか、そういう知見のある所でしっかり何か追加調査をするなりしてやらないと、中々現地や住民の気持ちのままに行くというふうに、私は思うんですけど如何でしょうか。

A：（原安委）そこら辺、そもそも今回こういう結果が出ているモニタリングの計画については、県と現地の対策本部のほうで相談して具体的計画を決められておると承知しておりますので、そういう意味で、現地の皆さんのご懸念等も反映されたものになっているのではないかと考えております。

Q：伊藤さんにも伺いますけどね、渡利地区、直ぐ側に渡利小学校ありますよね、その向こうに中学校もあるし、高校も確かあったはずなんですけど、今回、市の水道局の横が非常に高いという事も出ている訳ですよね。校庭の方は先程出ましたけれど、●カリヲカウツテジタイガ（読みとの不明）●、仮置き場になっているような所もあるんだけれど、結局、通学路という問題になってくるんですね。特に5.4 っていうのは大分山際で、中々除染が難しいとこと聞いておりますけれども、今後どういう事になるんですかね、このような除染というか、明らかに人口稠密で、下にあるようなやっぱ、アスファルトだと思うんですよね、基本的にはね、だから、そういうのはどういう形でやっていくんですかね。やっぱ、建設省というか、国交省がやらないといけないような、除染になんじゃないかと私は思うんですけど、国交省ということですね、いわゆる通学路のお掃除ということじゃ、済まないんじゃないかということ私を私は申し上げたいんですけども、どういふふうにお考えですかね。

A：（文科省）文部科学省でございます。確か渡利地区の小学校、中学校共、4月、5月の時は、高くてですね。その後、土壌の剥離等行って、今は校庭については、一枚厳しいベルトを下回る形になっていると思います。8月の末にですね、文部科学省としても今後の学校の校庭利用とか、それに伴う線量の評価の考え方、出しましたけれど、その中でも言及しているように、通学路含めた生活圈全体の中で子供たちの線量を避けていくと。学校だけでは限界があるという事を述べておりますし、それから、そのような考え方を踏まえてですね、今、安全委員会からもありましたように、自治体を中心にですね、まずは、こう言った通学圏を含む線量の高い所をモニタリングで見出して、そこに、除染の力を集中するというふうな方針であるというふう聞いてございますし、文科省としても、原子力をはじめとした専門家、専門機関、

大学との叡智をですね、結集してそういったことを支援して参りたいというふうに思っております。

○司会

ここですいません、先程の地震の後の情報が入ってきておりますので、松本さんの方から説明してもらいます。

A：（東電）はい、17時02分に発生致しました、茨城県沖の地震でございますが、観測されたマグニチュードは6.2でございます。津波による影響はございませんでした。炉注水、窒素ガスの封入、使用済燃料プールの冷却、水処理設備の運転状況、異常ございません。それから、敷地周辺にございますモニタリングポストの指示値に関しましても変動等ございません。観測された地震動でございますが、第一原子力発電所の6号機、原子炉建屋の地下マットで水平方向4.1ガル、垂直方向4.6ガルになります。第二原子力発電所でございますが、4号機原子炉建屋、基礎マットで水平方向3.6ガル、垂直方向3.9ガルという状況です。以上です。

○フリーランス 小嶋

Q：フリーランスの小嶋です。黒塗りの手順書について、9月13日の火曜日の保安院会見で、読売の吉田記者という方の質問に森山さんが東電の説明は正しくない、東電の提出する時の、あの黒塗りにしている原因の理由の説明は正しくないという発言をされてますけれども、これに関して、保安院は今後どういう対応をとっていかということをお聞きしたいです。それが一点で、黒塗り手順書に関して、保安院は文書として持っていないということも以前から回答されておりますけれども、安全性について、この原発の安全性を指導する官庁として、安全性に問題はないのかということをお聞きしたいです。以上二点です。

A：（保安院）はい、まず先日、東電との認識が違いと申し上げたのは、保安院として、あの形、黒塗りの形で、納得しているという訳ではなくて、あくまでもイノベーション特別委員会の理事会をその時間帯にセットして、そこに情報を提供して頂くという意味で、その点については、いわゆるロジ的なことは了解しておりますけれども、いついつ、どういう会合に資料を出して頂くということは、勿論了解をした上でございますけれども、出される内容について、それが適切かどうかということについては、保安院としては、判断

はしていないという意味でございます。それから保安院として、この手順書その物は今のところ、まだ持っておりません。それで、勿論これまでも、今までのその事故調査の過程で必要に応じて見てはきておりますが、今後、事故の調査に必要な文章であるかどうかということを精査した上で、今回報告徴収ということで、求められておりますけれども、報告徴収の実施の判断をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

Q：今のに対して、ちょっと返答します。9月13日の保安院会見で、森山さんが黒塗りの文章に関しての、東電のなぜ黒塗りにしたかに対する説明は、正しくないとはっきり明言されているんですけども、この点について、認識は同じでしょうか。

A：（保安院）それは、多分、東電が提出した黒塗りの内容について、保安院が了解したかのようなですね、誤解をうむような表現が多分、東京電力からあったのではなかとと思いますので、それは違いますと、中身について、保安院は了解した訳では、ありませんということを申し上げたつもりでございます。

Q：はっきりと東電の黒塗りに関しての、つまり知財とか、放射線防護上の理由ということで、黒塗りという説明をされたんですが、その説明について、正しくないと理解しているという発言だったんですけども。はい。

A：（保安院）正しくないというのは、その内容について、東電が。

Q：東電の説明が間違っている、正しくないというふうに仰ったんですけど。

A：（保安院）保安院は了解していないという意味で、正しくないと申しあげました。

Q：了解していない。

A：（保安院）東電が出された資料が、それでいいんだというふうな、了解していないということでございます。

Q：東電の説明に関して正しいと思いますか、思いませんか。

A : (保安院) 説明というか、保安院は内容を精査した訳ではなくて、その時私は東電の方から保安院も了解をしたと、了解の上で出したというご説明が確かあったと思いますので、保安院は内容について、了解した訳ではないということを申し上げました。

Q : あ、そういう意味で、はい、了解です。もう一点、保安院が事故調査について、必要かどうかではなくて、通常の原因の運転の際にこういった手順書を、保安院が書類として持っていないということは、安全に原発を運用していく上で、規制官庁として、そういう文章を持っていないということは、正しいのであるか、安全性に問題ないのであるかというちょっと質問なんですけれども。

A : (保安院) それは、今の時点でそういう物を持っている必要は必ずしもないと、保安規定とかそういった物は出して頂いておりますし、勿論、現場にも検査官はおりますので、見ることも出来ますので、それを保安院の中で、常備しておく必要はないだろうというふうに思っております。

Q : では、こういった、原因の運転の手順書含めて、そういったものは保安院として持っていなくて大丈夫という認識ですよね？

A : (保安院) 通常の状態においてはですよね？

Q : ではシビアアクシデントに関しても、そういった手順書を持っていないくても同じ文書を持っていないくても大丈夫という事でしょうか。

A : (保安院) 失礼いたしました。今現時点においてはその様に考えております。もちろんこれからですね、いろんな事故調査ですとかあるいは規制のあり方との検討がなされる中で、そういうものも持つておくべきという議論になる事は否定はしませんけども、今現実においては保安院として見るべきところは、保安規定ですとかそういう許認可に関わるのところをしっかりと見ると、その上でももちろんその下で作成された東京電力の文書、様々な文書ございますけども、それは保安検査等で確認をしていくという事で十分でないかというふうに思っております。

Q：今後その事故調査とかで必要になった場合、そういう文書というものは東電に求めて、それを保安院から東電の方にこの文書提出してくださいと言って求めたり、求めた上で強制力があるのかとかいうその点についてお願いします。

A：（保安院）保安院として調査に必要な内容であればそれは求める事になりますし、それは報告徴収という法律に基づく提出を求めますので、それは強制力はございます。もしそれに従わない場合は罰則等があるという事になります。

○NPJ 日隅

Q：今の点なんですけど、シビアアクシデントが実際に起きたときにマニュアルどおりにすることが事案の解決に繋がるのか、それとも場合によってはマニュアル自体に問題があって変更するべきではないかという事を検討する際に、マニュアルが手元になくてそんな検討できないんですけれども、そこはもう放置するんですか、今後も。そのマニュアルどおりにやったからと言われたら、それでもういいというふうに放置するって、そういう事ですか。

A：（保安院）そういう事ではございません。当然今、順次ですね、事故の状況を把握してきておりますので、そのマニュアルそのものに問題があったという事も当然ありうると思います。マニュアルどおりにやったからいいというふうには考えておりません。

Q：いや、ですから、今後はそれを常備しておかなければシビアアクシデントが起きた時に対応できないんじゃないですか、というのが素直に思うんですけど。そういうふうに。

A：（保安院）規制機関として民間事業者の文書をどこまで持つておくかという事は議論はあると思います。そういうものが今後、手順書まで含めて、規制の対象として、何かチェックをすると、認可や届出を行うという事はそれは今後の事については、否定をするつもりはございませんけれども、それはまさに今回の事故調査を踏まえた結果として出てくる可能性は、否定は致しません。以上でございます。

Q：わかりました。保安院の事務局の方に聞きたいんですけども、これまでにこの統合会見に申し込みをして許可しなかった方の数と、それから区分ですよね、1から9まででしたか何かあったと思うんですけども、その区分と不許可の理由です、これは今すぐにお答えなれないかも知れないので、をちょっとお聞きしたいと思います。

以下は安全委員会に対してなんですけど、安全委員会としては先ほど保安院に聞いた個人年間実効残留線量に対しての海外の事例、もしくはそれに類似するものの海外の事例については把握されているのでしょうか。それから記者ブリーフィングが5月19日以前のものがちょっと見当たらなかったんですけど、ホームページ上で。これは私の探し方が悪かったのかも知れないので、もしあるんだったらどこにあるのか教えていただきたいという事と、もしないのであれば少なくとも事故発生後のものについては簡単にアクセスするべきではないかと思うんですけども、その点どうお考えになるのかという事。それから ICRP の勧告に従うならば、1 mSv から 20mSv については個人レベルでの間接的あるいは直接的利益がある事という事が前提となってそこに居住するという事になっているんですけど、そういう事を周辺住民に周知する必要があるんじゃないかと思うんですけど、これまで色々な区域設定をする際のその安全委員会としての意見の中にその様な意見を言われた事があるのかどうか。もしないとしたら、どうしてその様な重要な事を記載、意見として述べられなかったのかという事。それから最後に先ほどのご回答ですと、10mSv 以上というのは少なくとも Very Low ではないという事で Low という事になると思うんですが、そうすると計画的避難区域の 20mSv 未満、20mSv 以上の区域について言うならば、そこには比例的に考えた場合の癌死の発生する数というものを一定程度考慮した上でそこに生活するかどうかを判断する自由というのが、そこ住んでいる人にはあると思うんですけども、そのような数値をきちんと自治体等に知らせる事での確な判断をそれぞれ個人個人がなし得るというふうにするべきと思うんですけども、その様な数値を安全委員会は出された事があるのかどうか、あるいは出すように意見された事があるのかどうか、もしされていないんだとすると何故されていないのか。以上です。

A：（原安委）安全委員会ですけども、まず個人の残留線量という事おっしゃいましたけども、これは、いわゆる現存被ばく状況ですとか、あるいは緊急被ばく状況の放射線防護のやり方として、参考レベルを使うという考え方が2007年勧告で出てきておまして、むしろその問題の本質は2007勧告で言う参考レベルというのを諸外国で設定した例があるのかというのが本質である

と思います。それで、すみません私が知る限りですけども、事故の際あるいは事故の後の状況について参考レベルを海外で用いた例はまだないと認識しております。ただその現存被ばく状況という事については ICRP の勧告では自然放射線によって線量が高いところなんかに適用し得る考え方だということ言われておりました、そういった場合に使われている例があるかどうか、これはちょっとわかりませんという事であります。

それから、原子力安全委員会の会議の後の記者ブリーフにつきましては5月19日以降についてはですね、速記録を起こしたものをホームページに載せております。これはその様なご要望があったから、そうしたわけでありまして、それ以前については速記録を取っておりませんので、速記録そのものが存在しないという状況なんで載けてないという事であります。

それから、ICRP 勧告に関しておっしゃっていた事がいわゆる正当化ですとか最適化の議論の部分だと思うんですけども、現存被ばく状況については、そういった事を当てはめてそういった正当化とか最適化の議論というのは当局だけで決めるのではなくて、ステークホルダーを十分インボルブして議論する事が重要であるという事が ICRP の勧告で言われているわけでありまして。それでそういった事については、例えば安全委員会が7月19日に出しております、「今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的考え方」の中でも、例えばこのポツの1番最後の所、現存被ばく状況について記述した1番最後の所で、そういった現存被ばく状況での放射線防護の計画立案については住民の生活ですとか、産業活動などの支援に関連した総合的な対応の一貫として行われるべきであるという事であるとか、放射線防護に関わりを持つ行政判断においては関係省庁や自治体は、必要に応じて健康、環境、社会、経済、倫理、心理、政治などの側面から検討を加えるとともに、検討プロセスの透明性を確保しつつ、関係者と十分な協議を行うことによって、放射線防護が適切且つ合理的に行われることを確実にすべきであるというようなことを申し上げております。それで、そういったプロセスの中では、ある参考レベルの下で暮らすとした場合に、リスクがどれぐらいになるかという議論も当然行っていただかないといけないと思います。その場合、こういった形でリスクを表現するか、これはそれぞれの状況で話し合われるステークホルダーが納得いく形で、そういった情報が提供されればよいというふうに考えておりました、個別具体的にどういう形で提供されねばならないというふうに申し上げることは、勿論適切ではないというふうに考えております。

○司会

あと、事務局へのリクエストにつきましては、承りました。

Q：すいません。一点聞き忘れてました。先ほど 2007 年勧告以降はないという趣旨だと思うんですけども、それまでいろんな事故が起きてますので、所謂、似たような線量の設定、何 mSv 以下にしなければいけないというようなのを決めた、事例は多分あると思うので、そこについては是非とも次回までに、できればこのような類似のケースでこのようなことがあったということ、安全委員会のほうから教えていただきたいと思います。今日は別に結構です。

○フリー 木野

Q：すいません。フリーの木野ですけれども。文科省の伊藤審議官に。30 キロ内外の考え方なんですけど、これは実は以前にも同じ回答をいただいでいて、そこまでは分かっているんですけど、要するに現状、東京電力が事故への対応を全力をあげてやっている時にですね、モニタリングのほうまで手が回るのかどうかという現実的な問題があって、実際に5月、6月、7月まで海底土の調査がほとんどされていなかったり、現状も、先ほど水産物に関して、事故から半年経っても全く、そのモニタリングが0であるというのを考えると、そもそも30キロ内外で、そういう形で分けているのが、適当かどうかという疑問があるんですけど、その点に関してはどういうふうに認識されていますでしょうか。なぜ半年間それを、そういった状況を放置していたのか、その理由も併せてお伺いできればと思います。それから、同じく文科省の伊藤審議官に。モニタリング調整会議が時々開かれると思うんですけど、これに関しては次の開催日であるとか、それからテーマというようなものは決まっているのでしょうか。もし決まっていたら教えてください。

Q：それから保安院、森山さんに。先ほども出ましたが、手順書に関して、今後の対応というのがもし決まっていれば、いつ頃どうするのかというのがスケジュールが決まっていれば教えてください。

Q：それから、東京電力松本さんに。ベータ線被ばくの関係、先ほど最高と最低は教えていただいたんですけど、後ほどで結構なので、全員の被ばく量の数値を今回出していただくことは可能でしょうか。それからですね、攪拌装置の交換作業に関して、取替え部分のベータ線の線量というのはどのくらいであったのか。要するに、例えばベータ線の計画線量を決める際に、状況がどういったことかというのを確認しないといけないと思うんですけど、その辺の状況というのはどういったことになっていたのでしょうか。それから、表面線量率もそうなんですけど、攪拌装置に付随するものの部分の核種分析という

のはきちんとされていたのでしょうか。これは、前回ベータ線の被ばくで、全くアラームをなしでやっていた時に、厚労省のほうでもかなり作業の状況というのを気にしていたようなんですが、今回の作業に関しては、厚労省のほうには、こういった作業手順で、ベータ線に関してはどういうふうに報告をされていたのでしょうか。以上、お願いします。

A：（文科省）文部科学省のほうから先に説明させていただきたいと思います。海洋環境のモニタリングについて、先ほど説明したことのような繰り返しになるかもしれませんが、経緯的に申し上げますと、文部科学省のほうでは3月の22日の時点で放出状況を確認して、過去の特に行いました海洋環境の放射能総合評価事業、これは沖合い30キロの地点で毎年データをとっているわけですが、そこと同じ地点でデータをとることで、過去の調査との比較を行うということから始まったわけですが、その後4月に入りまして、ブイによる観測とか、あるいは地点を増やすとかっていう形で、事故と言いましょうか、海域での放射性物質の広がりに応じて対応してきたと。東京電力のほうは公表資料になってございますけれども、3月21日のサンプリング調査で放水口からも放射性物質が出たということを機に、放水口付近でのサンプリングを始め、更に4月に入って、高濃度の汚染水流出を機に、沖合い15キロの地点でのサンプリングを実施したということで、3月、4月の時点ではその時々事故の影響の広がりを基に、文部科学省あるいは東京電力のほうでの分担がなされたと。正確に申し上げますと、文部科学省では直接船を持ってございませぬので、海洋機構が民間に委託して、運用している船を使ったということでございます。ただ、4月末から5月にかけて、更に、なんて言いましょうか、モニタリングの海域を広域なものにしていく、あるいは経過としてサンプル数も増やしてということについて、政府の中で検討が行われまして、具体的に申し上げますと4月の25日に環境モニタリング強化計画を踏まえた海域モニタリングの強化についてですとか、あるいは5月に入りまして、5月の6日には文科省と水産庁の名前で、海域モニタリングの広域化についてということで、こういう増えてくるモニタリングニーズに対して、どういうふうに対応するかについて、改めて関係省庁の間でも議論がなされて、結果的に申し上げますと、5月6日の海域モニタリングの広域化についてという文書によれば、東京電力においては、ちょっと読み上げますと、沖合い15キロにおける調査に加え、福島第一原子力発電所沖合い30キロ及び、茨城の沿岸におけるモニタリング、海水海底土を実施し、汚染状況について特に原子力事故の影響が大きいと考えられる海域について、詳細に把握するという役割分担がなされ、また海洋機構あるいは文部科学省

のほうの委託による海生研というところによる調査については、より沖合いあるいは外洋における海域を行っていくと。特に沖合いの深い所の海水の採水とかにおきましては、なんて言いましょうか、特殊な装置を搭載した専用の海洋調査船等も必要になりますので、そういった役割分担が政府の中で行われたところでございます。それから、もちろん数ヶ月経って、8月に入りまして改めてモニタリング会議というのが設置されまして、政府全体としてのモニタリングの総合計画というのが確認されたわけでございます。そこにおきまして、海域モニタリングについては、今申し上げたような役割分担が確認されたわけでございます。もう一つの質問であります、今後の調整会議の予定ですけれども、まだ具体的ニーズということは私も承知してございません。まだ計画はないと思いますけれども。次回また調整会議が開かれる時には、これまでのモニタリングのデータを持ち寄って、あるいは除染というまた新たな問題も生じてきておりますので、そういったことを全体で検証する中で、改めて海域についてどのような役割分担、あるいは海域とか対象とするものがどんなのいいのか、検討することになるのではないかとこのように考えてございます。

Q：分かりました。すいません。ちょっと確認なんですけど、そうすると、30キロで区分けしたのは、これまで通常時、平時にやっていた海洋環境放射能総合評価事業というんですか、それに併せてやられたという認識でよろしいでしょうか。

A：（文科省）事故時の海洋におけるモニタリングについては、本来、海上保安庁さんのほうにおいてなされるということでございますが、さっき冒頭にもご説明しましたけれども、海域の浮遊物の処理等に、対応に必要な船舶とリソースが割かれたということもありまして、文部科学省のほうにおいて、持てるリソースと申しましょうか、を動員して対応した。その際に海洋の環境への汚染の広がりというのを、これまでのデータと比較するという観点もございまして、沖合30キロこれは例年観測してる地点だというふうに承知してございますが、そこにおいて観測を始めたという事が事実でございます。

Q：そうすると、本来、海上保安庁がどういう形でモニタリングをするというその内容というのは、基本的にはその海保が予定していたものに沿ってやっているという事にはならない様に思えるんですが。そういうことなんでしょうか。その出来る範囲でとりあえずは、やってみたと。

A：(文科省) 予め想定されている、なんて言いましょうか、計画災害時の応急対策の考え方としましては、海上保安庁さんの方で関係の船といたしましうか。部署に指示してそういったモニタリングを行うという事が書かれていますけれども。それが出来なかったという事で、東電さんは東電さんで、また文部科学省は文部科学省で、対応したというのが実態かと思えます。

Q：文部科学省の方で今現在手に保有している事故時の海洋の海域のモニタリングの計画、マニュアルの様な物がもしありましたら開示していただければと思うんですが。それに併せてですね、当然その中には30キロ圏内で東京電力が何をすべきかというのも書いてあるというふうに思えますので、その点に関してもし資料がありましたら、次回で結構ですんでご説明いただければと思うんですが。

A：(文科省) 私の知る限りその様な物は無いというふうに承知してございますけれども。確認して次回お答えさせていただきます。

Q：すいません。無いというのは、そうするとその場その場でもしなかったら、その場その場で手が付いた所から適当にやるという事なんですか。モニタリングという物はそういう物とは思えないんですが。ありますよね。

A：(文科省) 陸域のモニタリングについては、文部科学省、自治体がまず中心になって行うものを文部科学省の方において、サポートするという事が決められていたかと思えますけれども。繰り返しになりますけれども、海域のモニタリングについては当初の計画では、文部科学省におけるその役割というのは、特段規定されていないというふうに理解しています。

Q：もう一つ確認なんですけど、そうすると元々の計画では30キロ圏外は海保で、内側は東電という事は、今回のこういった極めて厳しい事故の際でも、その分担というのは、そのまんま継承されるという予定というかですね。モニタリングの計画ではそういった事になっていたんでしょうか。

A：(文科省) 繰り返しになりますけども、今回は津波による沿岸域の大変な被害の中で、海上保安庁の方において、巡視船等出すことができない状況にあった中で、関係省庁、あるいは関係機関の中でどう必要なデータを取るかという話の中で行われたという事でございまして。そういう意味では、今後のあり方については教訓というか、反省の一つじゃないかというふうに考えてお

ります。

Q：すいません。その関係機関は、当時のそのそこで話し合っていた関係機関というのはどこになるのでしょうか。

A：（文科省）すいません。3月の時点でどういう会話がなされたかってことは承知してございませんけれども。当然、海上保安庁とは連絡は文部科学省としても、とっていたと思いますし、それから4月の段階で5月の段階においては、これは5月においては水産庁を始め、電力会社、あるいはその防衛庁さんそういった所と連絡をとりあっていたというふうに、承知しております。

Q：話し合いの議事録みたいな物は残っていますか。もし、ちょっとこれも次回で結構なのでもし確認できればお願いしたいんですか。

A：（文科省）確認させて下さい。

Q：よろしく申し上げます。

A：（保安院）保安院でございますけれども。手順書への関係の対応でございますが、まだ具体的なスケジュールですとか、決まっている状況ではございません。現在、事故の調査に必要な文書であるかどうかという事を検討している状況でございます。

Q：すいません。非常に時間がかかっている様に思えるのですが、時間かかっている理由というのは、こういった所にあるのでしょうか。

A：（保安院）まずは衆議院の科学技術・イノベーション推進特別委員会委員長からですね、要請があった訳でございます。報告徴収、法律に基づく報告徴収を行った上で、提出するよという事でございます。従って、その法律に基づく以上はですね、強制力がございますので、原子炉等規制法の執行という観点からその事故の調査に必要な文書であるかどうかと、今後保安院が事故の調査する為にそれが必要であるかどうかという事を、そこをしっかりと検討しなければいけないという事でございます。

Q：すいません。素人考えで言うと、先ほども質問ありましたけれども。基本

的にそういう手順に関して、保安院が把握してない中で事故の調査できないと思うんですけれども。不要であるという考え方の根拠というのはどういう事になるんでしょうか。

A：（保安院）不要であるとは申し上げておりません。今までは、少なくとも現地ですとか、そういう事も見て詳細って事ではないかも知りませんが、見てきております。それを今後ですね、その文書を手元において事故の調査を行うと、事故の調査の際に手元に置いておく必要があるかどうかと。そういう事で今検討をしているという事でございます。

Q：ごめんなさい。ちょっと確認なんですけど、そうすると今その議論の対象になっているのは、今後手元に置いていく必要があるかどうかという部分での事故対応なのでしょうか。それとも、イノベーション委員会の方から出てきた要請に対して、それが事故の現在の検証に必要であるかどうかという部分での問題になっている部分というか…

A：（保安院）イノベーション推進特別委員会から要請のあったものについて、保安院が報告徴収という手段で、入手をしようとする以上、それはまさに原子炉等規制法の執行の為に必要かどうかと。即ち、今回の件で言えば事故の調査に必要なかどうかという観点から、見ていくことになりまして、それ以外のものについても、当然必要であればそれは提出を求めていくという事になります。

Q：今その検討している部署はどちらですか。

A：（保安院）勿論、担当の課がございましてそちらで検討しております。

Q：担当課はどちらになるんでしょうか。

A：（保安院）これは事故室でございましてね。そちらで検討しております。

Q：いつ頃結果が出るという見通しはあるんでしょうか。

A：（保安院）まだ今、検討中でございます。

Q：解りました。それじゃ松本さんお願いします。

A：（東電）はい。東京電力でございますが。まず一点、先ほど1F6号機のガル数。垂直と水平をちょっと間違えてご報告させて頂きました。水平が4.6ガル、垂直が4.1ガルになります。お詫びして、訂正させていただきます。それから被ばく線量でございますが、19人の方順番に申し上げます。1番目の方がガンマが0.16 ベータが0.3、2番目の方がガンマ3.65…。

Q：すいません。ちょっといいですか。19人全部口頭で申し上げられてもですね。非常にその後ほど不安になるので、できましたらその後ほどで結構なので…

A：（東電）議事録等も公開されますので、まずお伝えさせていただければと思います。1番目の方がガンマ0.16、ベータ0.3、2番目の方がガンマ3.65、ベータが5.9、3番目の方がガンマ0.08、ベータ0.0、4番目の方がガンマ3.63、ベータ7.5、5番目の方がガンマ0.11、ベータ0.0、6番目の方がガンマ8.60、ベータ3.7、7番目の方がガンマ6.60、ベータ6.6、8番目の方がガンマ5.91、ベータ1.1、9番目の方がガンマ5.08、ベータ0.0、10番目の方がガンマ0.39、ベータ0.0、11番目の方がガンマ0.21、ベータ0.0、12番目の方がガンマ0.7、ベータ0.0、13番目の方がガンマ0.19、ベータが0.0、14番目の方がガンマ2.27、ベータが2.8、15番目の方がガンマ6.75、ベータ2.6、16番目の方がガンマ9.26、ベータが4.9、17番目の方がガンマ3.06、ベータ1.9、18番目の方がガンマ0.40、ベータが0.5、19番目の方がガンマ0.39、ベータ6.7になります。従いまして繰り返しになりますが、昨日報告させていただいた以外の19人の方でガンマ線の最大値が9.26、最小値が0.08でございます。ベータのほうは最高の方が7.5、最少の方が0.0という状況でございます。それから今回の作業でございますが、攪拌装置のいわゆる攪拌機の取り換えでございますが、ここの作業エリアはガンマ線が支配的な状況でございます。ガンマ線の計画線量ということで、15mSvということで設定し、作業に取り掛かっております。ベータ線に関しましては、測定のほうは行っておりませんが、今後空間線量といいますか、水の分析等を進めたいと思っております。なおベータ線に関しましては、核種分析というよりも全ベータの分析ということになります。それから、これに関しましては、基本的には繰り返しになりますけれどもガンマ線で管理をするエリアとして私どもとしては考えております。

Q : わかりました。すみません今回のはその、厚労省への作業内容の報告というのとはされていると思うんですけども。

A : (東電) 厚労省さんのほうへは直接今回の作業内容については報告しておりません。

Q : ええとごめんなさい、厚労省のほうから計画線量が1ミリを超える場合は基本的に厚労省で事前に作業計画の内容の管理・・・

A : (東電) ガンマ線の1mSv に関しましては、もちろん作業計画として出させていただいておりますが、これは福島労働局、もしくは労基のどちらかだったと思います。

Q : 今回は出されては。

A : (東電) はい。出していると思いますけれども、確認・・・出しています。

Q : ええと、その内容というのはどういう形になっているのでしょうか。例えば、昨日教えていただいた6人と、今日の残りの19人と、線量が大きく違うんですけども。

A : (東電) 一括で計画線量15mSvでの作業ということでの届け出になります。

Q : 線量が大きく違う理由というのは。

A : (東電) 当然この方々は分担して作業を実施しておりますので、昨日申し上げたとおり主に三つの仕事がございます。一班目は水中に没している攪拌機を取りだしてドラム缶に入れる人の1チーム、それからもう1チームは新品の攪拌機をタンクの中に据え付ける方、それからその他の方々が連絡要員ですとか、放管要員というような状況でございます。従いまして作業が違いま

すので、被ばく線量も違います。

Q：わかりました。ちょっと昨日の確認なんですけど、申し訳ないんですが、そうすると6人の方は全員攪拌機取りだしのチームの方ということでよろしいでしょうか。

A：（東電）取りだしといいますけど新しい物の据え付けのチームになります。

Q：ええと、それ以外の取りだしの方というのは6人の中には入っていない。

A：（東電）はいそうです。

Q：据え付けチームは6人で全員ですか。この残りの19人の中には。

A：（東電）ちょっとそこまでは、確認したいと思いますが、この6人、少なくとも昨日内部被ばくの恐れがあったかもしれないということでホールボディーを受けたのは据え付け側の人間になります。

Q：わかりました。残りの19人のなかに据え付け側の人がいらっしゃったかどうか確認できればと思います。よろしくお願いします。

○朝日新聞 今

Q：朝日新聞の今と申します。東京電力の松本さんに伺いたいのですが、被ばく線量管理の連絡不明者の調査についてのことで、確認をしたいのですが。今回65人まで連絡がつかない方が減ったということなんですけれども、まずその、いままでですね、ある時点において、例えば何月何日という明示できる時点において、最も多い行方不明者数を記録したのはいつで、それは何人だったのか確認できますでしょうか。あと次にですね、今回その65人というのは今日9月15日現在時点の不明者の人数という理解でいいのでしょうか。次に、今回確認という作業を進めているということなんですけれども、この確認というのは、実際に東京電力として直接不明者とコンタクトできたということなんですか。それはあの、元請企業などから間接的に連絡が取れたという理解なのか、どういうことなのでしょう。あとですね、7月の新規入域者ということは、その前にかぶってた人っていうのは全くなく、

ほんとに7月以降の新たな福島第一での作業員ということで理解でいいのでしょうか。それは、7月というのは7月以降という理解でいいのでしょうか。あと、ですね、今回その下の表現で2社6名を対象に聞き取り調査を実施しているということなんですけれども、逆に考えると2社6名以外の方とはなかなか今、コンタクトができないような状態になっていて、結果的に9月末の調査完了時点でもある程度の50人規模の人数の不明者は残ってしまうという理解なののでしょうか。以上よろしく申し上げます。

A：（東電）まずですね、最大の行方不明者数の発生時点ということでございますが、少し調査といいますか、私どももタイミングをいろいろな時点で公表させていただいておりますが、一番多かったのは6月30日の時点で1,295名、所在連絡が取れなかった者がその時点でいたということが最大の数になります。ただそれ以降順次減ってきているという状況ではございますが、例えば5月の新規作業員で言いますと、8月8日の時点では73名だったものが8月10日の時点で81名に増えて、8月31日の時点で37名というような増減を繰り返しながら確認を進めていったという状況になります。従いまして最大というご質問に答える形になりますと6月30日の時点の1,295というような数字になります。それから65名に関しましては、9月15日本日時点で連絡が取れない方という人数で結構でございます。それから7月分に関しましてはこちら7月以降いわゆる福島で働き始めたという方でございますので、これまでの3、4、5、6月分との重複はありません。繰り返になります。6月8日以降は所謂本人確認と作業員証の交付ということをやっておりますので、その作業員証のAPDを対にする形で線量管理を行っておりますので、そういう意味では7月以降は発生していないというような状況でございます。現在65名の方の調査の状況でございますが、2社6名に関しましては元請企業さんを中心に今実際に出向いて調べているという段階でございます。その他の状況でございますが、まだ、具体的にまだどこの会社に行くということは決まっておられませんし、並行してデータベース上の確認も併せて進めているという状況でございます。質問のお答えは以上でよろしかったでしょうか。

Q：追加でちょっと確認なんですけれども、実際その確認作業というのは、その・・・

A：（東電）基本的に直接本人ではございませんで、元請企業さん、あるいは所属されている企業さんと当該の人物、私どもで把握しているデータベース上

の名前との方が一致しているかどうか、あるいは同じ作業をしたであろう人達が所属企業にいらっしゃるので、その所属企業さんのところにこんな人はいませんかというような形で問い合わせをしております、今のところ直接というわけではございません。

Q：それに加えてもうひとつ確認なんですけれども、何か今まで出てきてない不明者なんですけれども、その方が何か意図的に重複で作業をされていたとか、そういう事例というのは確認できているのでしょうか。

A：（東電）はい。意図的になんといいますか、見つからないようになっていたという事例は見つかっておりません。基本的には手書きの名簿とそれを基にしたデータベースの差異、同じ人物なのに所属企業が違ったために別カウントしていたというようなケースでございます。

○ニコニコ動画 七尾

Q：すいません。ニコニコ動画の七尾です。よろしく申し上げます。森山さん 申し上げます。ちょっと別件になるんですけども、先日格納容器の圧力を下げることが出来なかった場合、格納容器が破損して敷地境界の被ばく線量が数シーベル以上に達すると試算していた件につきまして、先日の会見で私聞いていたあの、気象条件によっては発電所から3 kmから5 kmの範囲で著しい公衆被ばくの恐れがあるとの表現に関しまして3から5という、これも森山さんのご説明ではいわゆるエンジニアリングジャッジだという説明がありましたけれども、この根拠というか参考の3から5 kmというのはいわゆるIAEAの予防的措置範囲に基づいたものということではよろしいのでしょうかね。

A：（保安院）保安院でございますけれども、そこまで何かに基づいてというふうに考えた訳では無いとこの資料作成した者はっております。以前も申し上げましたように敷地境界の外で比較的近い所、比較的近い所では気象条件によっては十分拡散しない場合もあるという程度のことを一応数字で書いたということ。もちろん頭の中には色々な事があったかもわかりませんが、何か具体的にこれを根拠にとかこれに基づいてというような事を考えたわけではない。もちろん色々な事を知識はあると思いますので、そういったものがバックグラウンドになっているかもわかりませんが、具体的な内容ということでは無いというふうに承知しております。

Q：逆に I A E A の予防的措置範囲に基づいたものっておっしゃっていただければ理解できるんですけども、そうしますと担当者の方が最終的に判断した 3 から 5 というのはどういう判断で、そういうふうにしたんでしょうか。

A：（保安院）保安院でございます。非常に短い時間でとにかくこのまま行けば非常に厳しい状態としてどういうことになるのかといった事を検討するようということであったという、そういう趣旨だったと聞いておりました、その中でとにかく非常に発電所から比較的近い所では気象条件によっては拡散の効果が十分期待できない場所があるというぐらいのことを 3 km から 5 km というようなそういう表現にしたということでございます、あんまりおっしゃるような根拠を具体的に考えてやったわけではないと承知しております。

○フリー 木野

Q：度々すいません。フリーの木野ですけど。東京電力松本さんにちょっと一点だけ。昨日の 6 人の方なんですけども中であの、一人だけベータ線の被ばくが 0 の方がいらっしゃるんですが、同じ作業をしていてその、0 の方がいるというのはちょっと今ひとつわからないんですけども、作業内容はどういったものかは確認できてますでしょうか。

A：（東電）具体的な個々の状況までは確認しておりませんが、ベータ線はそもそも飛距離が非常に、ガンマに比べて短いものですから、他の物に比べて大きい小さいというのは現れやすいと思っております。最大のものから順番に申しますと 9.5、8.4、6.5、5.3、2.9、0.0 という状況でございますので体の向きですとか、あるいは実際には、今線源がおそらく水面でございますので、水面にどれくらい近づいたのかという差ではないかと思っております。

Q：もちろんそれはわかるんですけども、それにしても 0 というのがあまりにも少なすぎないかなと思うんですけども。なのでその、作業内容が 6 人で、そもそもその、飛距離の短いもので、最大が、上から下までかなり幅広い事を考えると、その作業内容の特定も容易ではないかと思うんですが、そういう意味でこの 0 という方がいったい何をされていたのか。あるいはきちんと測れていなかったのではないかというような印象もちょっとあるんですけども。

A：（東電）線量計そのものの健全性は免震重要棟の所で確認されておりますの

で実際に測れてなかったってことはないと思います。その他の作業でも残りの19人の方でも7.5から0.0までばらついておりますので、ベータ線の被ばくに関しましてはかなり体の向きですとか実際にどの程度線源に近づいたかによって大きく異なるというふうに考えております。

Q：作業内容の確認というのをお願いできないでしょうか。実際に6人の方が...

A：（東電）ちょっとこれ以上はですね、具体的に聞き取り調査になりますのでちょっと検討させていただければと思いますが、なかなか具体的な差異が分かる程ですね、作業内容が明確に違うものではないと思います。

Q：ただ、いずれにしろ聞き取りの調査というのは、今されてらっしゃるわけですよね。その中で作業内容というのも当然確認されると思うんですが。

A：（東電）いえもう聞き取り調査そのものは終わっております。こちらはいわゆる全面マスクの陽圧式のマスクのフィルターの内部汚染というような事が問題になっておりますので、そこについては調査をすすめておりますけれども、被ばく線量に関しましては計画線量以内でございますし、ベータ線はアラームがなりましたけれども適切に退避が行われているということでございますので、人体に対する影響もございませんので作業内容に関しましては今後同様の作業があった場合に改善を図っていきたいというふうに思っております。

Q：すいません。ちょっと確認なんですけど、ベータ線はアラームが鳴って適切に退避できているという認識ということでしょうか。東京電力は。

A：（東電）はい。ベータ線とガンマ線のアラームが鳴ってそれぞれ作業を、いわゆる投げ出すわけにはいきませんから所定の工具だとか蓋を閉めるっていう事はやると思いますが、その際に最大9.5まで被ばくをしたというような状況でございます。

Q：実際どの段階でベータ線が鳴ったかというのは確認されてないわけですか。

A：（東電）鳴ったって事は確認しておりますけれども鳴ってから片付け等をして退避に入ったという報告は受けております。

Q：ベータ線は先ほど松本さんがおっしゃった様に飛距離、無いので少し離れ

れば線量落ちるはずなんですけど、それが5から9まで上がるということは作業で作業中に、5で鳴ってそれと同じだけの線量を浴びているということなのか...

A：(東電) 従いまして、鳴ったからといって物を投げ出していくわけにはいきませんから、物をちゃんと所定の場所に置くなりそれ以上水が滴らない様にするですとか、そういったことをやった上で退避するというところでございます。

Q：ですので作業内容というのは確認されてないのですかと。

A：(東電) 作業内容はそういったことでございますので、今後同様の攪拌機を取替え等にございましたら今後の作業の改善を図っていくという事になります。

Q：鳴った後にどうしてたかというのは、松本さんの想像ではなくて確認されているんですか。

A：(東電) 私共が鳴った時の対応ということで、退避したという事を確認できておりますので、当然その際に5mSvで鳴りましてその後退避になりますから、鳴った者に対しましては、少し被ばくすることはあると思っております。

Q：じゃあ、あの、細かい作業内容というのは確認されて無いという事でよろしいですね。

A：(東電) はいそれで結構ですけれども、基本的には最大で9.5でございますので人体への影響はほとんど無いというふうに思っております。

Q：ごめんなさい。ちょっとお言葉を返すようで申し訳ないんですが、直接9.5が人体に直接影響が有るというわけではなくて、最大の年間被ばく線量が通常時500で緊急時1,000というのはわかるんですけども、短い時間の中でこれだけの線量、年間に浴びていいものの数パーセントというのを浴びるのが決して少ない被ばく量とは思えないんですが。

A：(東電) はい。それは出来るだけ被ばく線量を下げるのは当然の事でございまして、私共もこの線量が高いあるいはそういう意味ではございませんが実

際の作業といたしましてはガンマ線をきちんと管理した上での作業をやっているということでございます。

Q：ベータ線に関しては特に被ばく量を超えても調査もされないし...

A：（東電）今回の場合ですとガンマ線が支配的な領域でございまして、以前問題になりましたR0膜のカートリッジの取替えといったようなベータの方が今度は支配的な作業になりましたらベータでの管理が重点的に行われる事になります。

Q：いや、あの、ちょっと確認なんですけど、そうするとガンマ線が支配的なエリアにおいてはベータ線の被ばくに関してはあまり考慮されないということなんですかね。

A：（東電）両方共もちろん考慮いたしますが、今回のような10の、アレバの前段でございまして、セシウム等が10の4乗から10の3乗 Bq/cm³ というような状況下の作業でございまして、当然ベータよりガンマの方が環境としては支配的な要因になります。

Q：結果的にベータ線がこれだけ被ばくしているということを考えると実際の作業内容等というのは調査が必要だと思んですけども東京電力としてはこの程度であれば問題ないということになるのでしょうか。

A：（東電）作業内容としては今後の被ばく低減に向けてどういったところを改善すべきかというようなところについては調査と言いますか、今回の作業員の中で通じて改善が図られているということになります。

Q：いや、あの、今回の作業の内容を確認しないと今後の被ばく低減の作業改善ができないと思うんですが。

A：（東電）もちろん手順書等もございまして、そういったところで更に被ばく低減をするためには、どういったところで時間短縮を図るですとか、あるいは今回ベータ線、ガンマ線の被ばく線量がわかりましたので、必要な遮へいですとか、作業手順の見直しというようなことが図られることになります。

Q：いや、ですので、5ミリでなった後に何をされていたかという作業内容というのは確認は、今回されているのかいないのかもそれは確認できますか。

A：（東電）ちょっと確認させていただきますけれども、具体的なところまではわからないかもしれません。

Q：わからないのであれば改善できないと思うんですが、ちょっと、繰り返しになって申し訳ないんですが。

A：（東電）ですから、今回の攪拌機の取り替え作業に関しましてはガンマで15mSv っていう計画線量で作業に着手いたしまして、ベータに関しましては5mSv のAPDを持って取り組んだと、ガンマそのものは8mSv で警報が鳴るよう設定してそれぞれが鳴った段階で退避をするようにという指示があり、それを実行したということになりますので、基本的には放射線管理上の大きな問題があるというふうには思っておりませんが、そういう意味で今後被ばく線量をより低減させていくために作業内容等が、どういったことが改善点かというようなところはあると思いますけれども、この被ばく線量そのものが高いか低いかというようなところで調査をするということではなくて、今後の課題の改善のために作業員の方々が、我々も、放管も加わってですね、改善していくことはあるというふうに申し上げております。

Q：わかりました。

○司会

それでは以上で本日の質疑を終わりにさせていただきたいと思います。最後に東京電力から本日の作業状況についての説明があります。

<東電からの本日の作業状況の説明>

○東京電力

まず順番にプラントのデータのほうからご説明させていただきますが、原子炉への注水でございますけれども、本日17時の時点で1号機は3.5 m³/h、2号機は給水系で4、炉心スプレイ系で1.9 m³/hで注水中でございます。本日の15時45分に炉心スプレイ系からの注水量を1から2に変更いたしております。ちなみに11時の段階の圧力容器下部温度は115.3度、17時では114.9度という状況でございます。3号機の注水でございますが、給水系から3.9、

炉心スプレイ系から 2.9 の注水を続けております。格納容器への窒素ガスの封入ですけれども、本日 17 時現在 1 号機の格納容器の圧力は 125.3 kPa、2 号機は 118 kPa、3 号機は 101.5 kPa になります。使用済燃料プールの循環冷却でございますが、17 時現在 1 号機のプール水温は 30.5℃、2 号機が 34.0℃、3 号機 32.9℃、4 号機 41.0℃という状況でございます。使用済み共用プールのほうでございますが、こちらは冷却が止まっておりますが、本日 16 時のプール水温は 42.5℃でございます。続きましてタービン建屋の溜まり水の移送です。現在 2 号機からは雑固体廃棄物処理建屋へ、3 号機からはプロセス主建屋へのほうへの移送を行っております。建屋の水位ですけれども、プロセス主建屋の水位は 16 時現在 6,115mm、午前 7 時と比べますと 36 mm の下降です。それから雑固体廃棄物減容処理建屋ですけれども、3,021 mm で午前 7 時と比べますと 106 mm の上昇になります。サイトバンカ建屋は OP で 4,403 mm で、午前 7 時と比べますと 3 mm の上昇になります。

トレンチの水位です。16 時現在 1 号機はダウンスケール中、2 号機は 2,801 mm、3 号機は 3,167 mm で、午前 7 時と比べますとそれぞれ 6 mm リずつの低下です。それから、タービン建屋の水位です。16 時現在 1 号機は 4,920 mm、変化はございません、2 号機は 2,858 mm、3 号機 2,964 mm、4 号機は 3,012 mm でございまして、午前 7 時と比べますとそれぞれ 4 mm、6 mm、2 mm の低下です。それから原子炉建屋地下 1 階の水位です。16 時現在 1 号機は 4,658 mm で、午前 7 時と比べますと 47 mm の上昇です。3 号機は 3,031 mm で午前 7 時と比べますと 4 mm の低下になります。それから作業の状況です。遠隔操作によりますがれきの撤去に関しましては、午前中に申し上げたチャコールフィルターを付け忘れた作業員がこの作業の担当でございまして、調査の関係がございまして、このがれきの撤去は本日中止いたしました。従いまして、本日やろうと思っていた集中廃棄物処理施設周辺の作業は明日に延期になります。

続きまして 1 号機原子炉建屋のカバー設置工事でございますが、壁パネルの設置を行っております。本日パネル 1 枚の海上輸送を行っておりますが、明日の海上輸送の予定はございません。1 から 4 号機の取水口南側鋼管矢板によります閉塞工事ですけれども、袋詰め砕石を設置いたしております。明日はこの袋詰め砕石の設置と起重機船台船の出航を予定しておりますので、北側シルトフェンスの開閉を予定いたしております。それから繰り返しになりますが、6 号機に関しましては使用済み燃料プールの冷却系が復旧いたしまして、本日 14 時 33 分から原子炉は残留熱除去系、使用済燃料プールは燃料プール冷却浄化系のほうでそれぞれ単独で運転が行われております。

それから水処理装置の運転の状況です。まず 1 点、キュリオン、アレバのほうでございますが、先ほど入った情報ですけれども、除染装置アレバの出

口のサンプリング結果が、確認いたしましたところ出口で10の5乗のオーダーというような状況が確認されましたので、除染装置の性能が低下していると判断いたしまして、水処理装置のうち除染装置をバイパスするということとこちらを停止いたしております。そのため、午後6時22分に除染装置とセシウム吸着装置キュリオン、アレバを一旦停止し、6時42分からセシウム吸着装置の単独運転で行っております。6時46分現在、セシウム吸着装置キュリオンによります30m³/hでの定常運転を行っているという状況でございます。それから第2セシウム吸着装置サリーに関しましては、本日ベッセル交換を行いまして、14時10分からポンプを起動いたしまして定常流量25m³/hでの水処理を再開いたしております。ベッセルの交換ですが、本日は予定どおりキュリオン側でHベッセルの4塔、それからサリーのほうでベッセル1塔の交換を実施いたしました。明日の予定でございますが、キュリオン側でSMZ、先頭でございますベッセル2塔の交換を予定いたしております。

続きましてこれは夕方になりますが、保安院さんのほうから緊急安全対策等の報告書における誤りの有無の調査等に関する原子力安全・保安院さんからの指示文書を受領いたしましたので、そのプレス発表を出口のところでご用意しておりますのでお持ちいただければというふうに思っております。こちらは東北電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力、それから日本原子力発電さんのほうから緊急安全対策の実施の報告書の内容に誤りがあったということを受けまして、保安院さんほうから全電気事業者に対して再点検をするようにという指示が出たものでございます。こちらは9月28日までという期限がありますので、28日までに報告したいというふうに考えております。

それから最後になりますが、お答えできてなかった質問の回答になりますが、警察のOBの方につきましては現在8月時点で31名になっております。1名が3月以降退職されておりますが、この方は福島第一の方になります。それから先ほど朝日新聞さんの質問で、連絡未確認の方の最大値1,295名というふうに申し上げましたが、6月13日の時点の514名が最大になりますので、こちらのほうをお使ください。東京電力からは以上でございます。

○司会

よろしいでしょうか。それでは本日の会見を終わりにさせていただきたいと思っております。次回でございますけれども、これまでも説明させていただきましたとおり、工程表いわゆるロードマップのフォローアップの説明をさせていただく予定です。火曜日になります。20日の火曜日の16時半から開催させていただく予定でございます。また改めてメールにてご案内をさせていただきます。

きたいと思います。本日はどうもありがとうございました。